

# 資料編目次

## 1. 防災関連施設等

資料1-1：東大阪市無線通信施設の回線構成図	1
資料1-2：防災行政無線屋外拡声子局設置箇所一覧表	2
資料1-3：大阪府防災行政無線回線系統図	4
資料1-4：都市計画道路整備状況（全）	5
資料1-5：公園緑地の現況	7
資料1-6：土地区画整理事業・市街地再開発事業の整備状況	7
資料1-7：防火地域及び準防火地域の指定	7
資料1-8：東大阪市における指定文化財の現況	8
資料1-9：あんしん給水栓設置箇所一覧及び設置箇所	9
資料1-10：災害時用臨時ヘリポート	11
資料1-11：市有自動車所属別保有台数（四輪車）	12
資料1-12：緊急避難場所（公立小中高校等）一覧表	13
資料1-13：緊急避難場所（公園・緑地）一覧表	15
資料1-14：一時（いつとき）避難場所一覧表	17
資料1-15：広域避難場所一覧表	18
資料1-16：指定避難所（第1次避難所）一覧表	19
資料1-17：避難所（第1次・第2次・第3次）及び福祉避難所一覧表	21
資料1-18：災害用備蓄物資一覧	23
資料1-19：備蓄物資の備蓄状況	25
資料1-20：大阪府災害用備蓄物資一覧	26
資料1-21：市立東大阪医療センターの医薬品等備蓄状況	27
資料1-22：給水施設の現況	29
資料1-23：応急給水用機器	30
資料1-24：浸水想定区域内の地下街等	30
資料1-25：要配慮者利用施設一覧	31
資料1-26：運搬車両台数（ごみ収集処理活動）	31
資料1-27：東大阪市病院一覧表	33
資料1-28：炊き出し施設	35
資料1-29：ごみ処理施設	35
資料1-30：市立火葬場	35
資料1-31：各指定水防管理団体水防施設資機材要員総括表	36
資料1-32：原子力防災活動資機材配備状況	38
資料1-33：重要給水施設一覧	39

## 2. 緊急通行関連

資料2-1：地域緊急交通路	40
資料2-2：災害対策基本法に基づく交通標識	41
資料2-3：緊急通行車両確認証明書及び標章	42

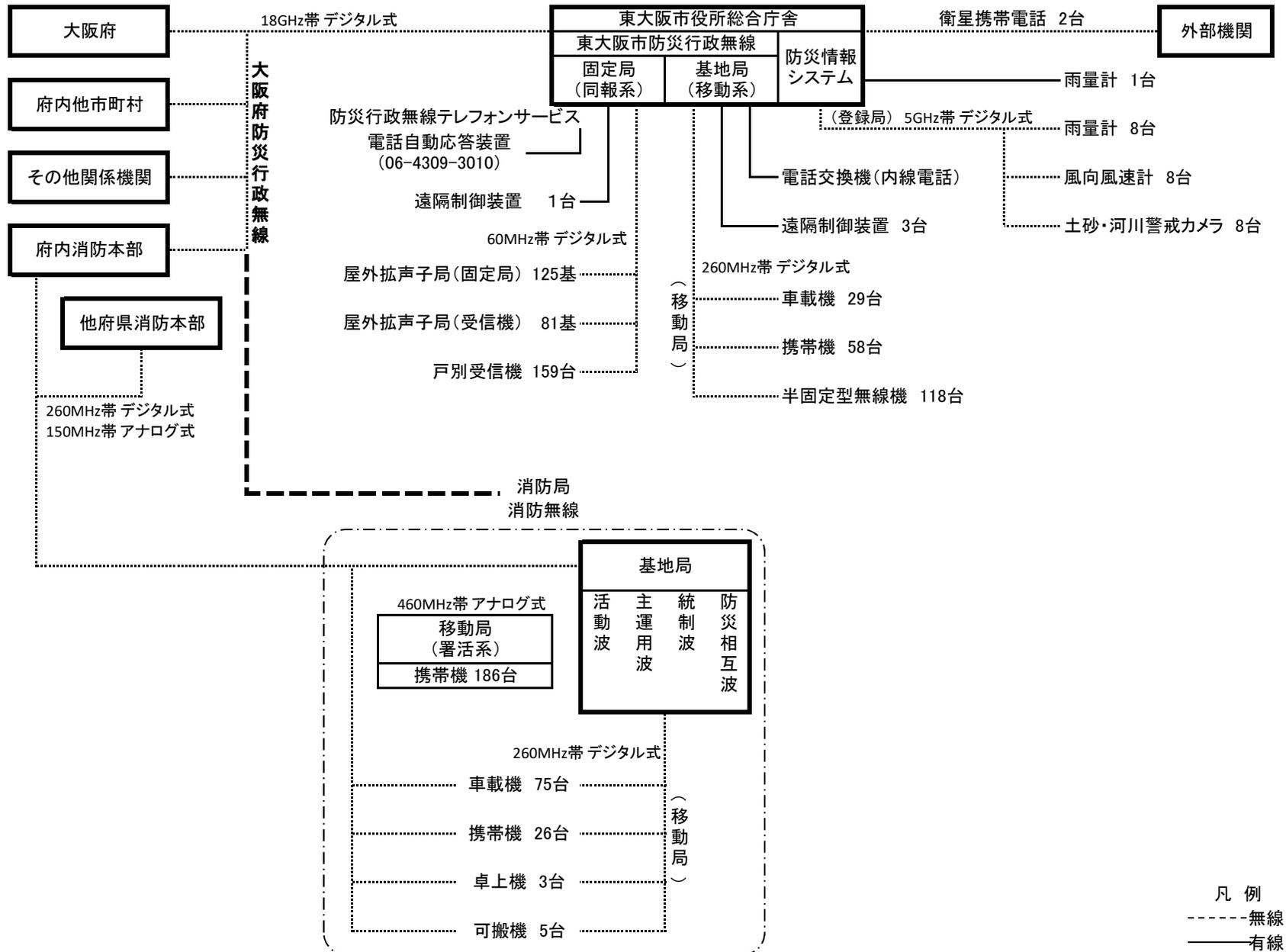
## 3. 危険、警戒区域他

資料3-1：河川改修状況	43
資料3-2：主要ため池一覧表	44
資料3-3：急傾斜地崩壊危険箇所と地域等	45
資料3-4：建築基準法に基づく災害危険区域	47
資料3-5：土石流危険渓流一覧表	48
資料3-6：山腹崩壊危険地区一覧表	49
資料3-7：崩壊土砂流出危険地区一覧表	49
資料3-8：土砂災害警戒区域等	50
資料3-9：河川水防区域	56

資料3-10：ため池防災関係水防区域	58
<b>4. 防災組織等</b>	
資料4-1：東大阪市防災会議条例	59
資料4-2：東大阪市防災会議運営規程	61
資料4-3：東大阪市防災会議委員名簿	62
資料4-4：東大阪市災害対策本部条例	63
資料4-5：上下水道局相互応援協定の締結状況	64
資料4-6：東大阪市消防局署所配置図	65
資料4-7：東大阪市消防団組織	65
資料4-8：警防本部の編成及び事務分担表	66
資料4-9：消防相互応援協定の締結状況	68
<b>5. 災害救助法関係基準</b>	
資料5-1：大阪府災害救助法施行細則（別表 救助の種類、程度及び方法、期間）	69
資料5-2：大阪府災害救助法施行細則（別表救助業務従事者の区分及び実費弁償の額）	72
<b>6. 国・府他提出 報告・要求・令書様式</b>	
資料6-1：被害状況等報告様式	73
資料6-2：「がけ崩れ災害報告」様式	79
資料6-3：「土石流災害報告」様式	80
資料6-4：災害派遣要請要求書	82
資料6-5：災害派遣撤収要請要求書	82
資料6-6：公用令書	83
<b>7. 付録 様式等</b>	
資料7-1：災害情報の流れ	87
資料7-2：様式1 個人参集票	88
資料7-3：様式2 緊急・応急被災状況報告書	89
資料7-4：様式2-2 災害情報受付一覧表	90
資料7-5：様式3 庁舎等被害状況報告書	91
資料7-6：様式3-2 庁舎等破損状況一覧表	92
資料7-7：職員動員配備計画表（地震災害対策・風水害対策）	93
資料7-8：職員動員配備計画表（原子力災害対策）	94
資料7-9：様式4 動員報告書	95
資料7-10：様式4-2 人員配置状況一覧表	96
資料7-11：様式5 避難所状況報告書	97
資料7-12：様式5-2 避難所一覧表	98
資料7-13：様式5-3 物資受払簿	101
資料7-14：様式5-4 避難所収容者名簿	102
資料7-15：様式5-6 災害時における安否不明者等の氏名等照会リスト	103
資料7-16：様式6 災害個別概況聞き取り書	104
資料7-17：様式6-2 災害個別概況取りまとめ	105
資料7-18：様式7 指示書	106
資料7-19：様式8-1 ボランティア等受付簿（団体用）	107
資料7-20：様式8-2 ボランティア等受付簿（個人用）	108

# 資料1-1 東大阪市無線通信施設の回線構成図

(令和8年3月1日現在)



資料1-2：防災行政無線屋外拡声子局設置箇所一覧表

(令和6年10月1日現在)

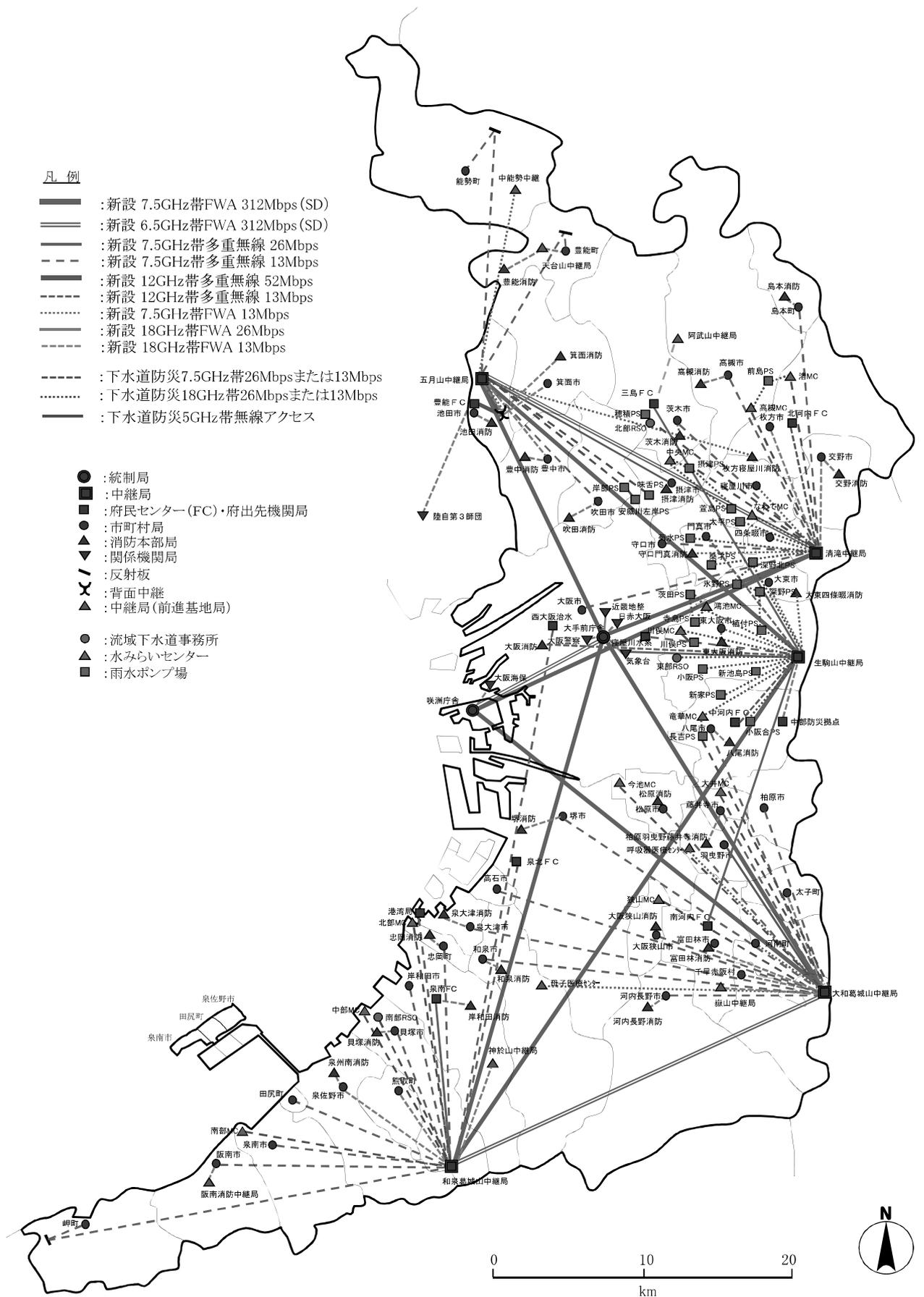
1	孔舎衛小学校	日下町6丁目3-6
2	孔舎衛東小学校	日下町7丁目1-7
3	孔舎衛中学校	善根寺町1丁目6-1
4	石切小学校	中石切町1丁目6-50
5	石切中学校	中石切町4丁目10-3
6	石切東小学校	上石切町2丁目8-30
7	枚岡西小学校	南荘町2-26
8	枚岡中学校	箱殿町8-25
9	枚岡東小学校	立花町12-28
10	縄手北小学校	旭町2-4
11	縄手東小学校	河内町2-6
12	上四条小学校	上四条町14-25
13	縄手中学校	南四条町3-26
14	くすは縄手南校前期課程 (六万寺校舎)	六万寺町2丁目3-17
15	くすは縄手南校後期課程 (横小路校舎)	横小路町3丁目12-5
16	池島学園前期課程(小学部)	池島町3丁目6-30
17	池島学園後期課程(中学部)	池島町3丁目10-1
18	成和小学校	南鴻池町1丁目3-18
19	鴻池東小学校	東鴻池町5丁目7-20
20	弥栄小学校	本庄1丁目8-2
21	盾津中学校	新庄南1-33
22	加納小学校	加納3丁目6-8
23	北宮小学校	川田2丁目3-7
24	盾津東中学校	川田3丁目2-26
25	英田北小学校	松原1丁目1-27
26	英田中学校	吉田本町1丁目6-10
27	英田南小学校	吉田5丁目15-16
28	玉川小学校	稲葉1丁目12-1
29	岩田西小学校	岩田町5丁目12-27
30	玉川中学校	岩田町1丁目16-1
31	玉美小学校	瓜生堂1丁目6-1
32	若江小学校	若江南町2丁目9-54
33	若江中学校	若江南町5丁目1-10
34	花園北小学校	花園本町1丁目3-29
35	花園小学校	花園本町2丁目7-41
36	玉串小学校	玉串町西2丁目4-12
37	花園中学校	玉串町西1丁目4-52
38	森河内小学校	森河内東1丁目32-24
39	楠根小学校	稲田本町1丁目1-43
40	楠根東小学校	七軒家17-33
41	藤戸小学校	藤戸新田1丁目3-45
42	西堤小学校	西堤学園町2丁目6-14
43	楠根中学校	稲田本町2丁目6-34
44	意岐部小学校	新家2丁目11-52
45	意岐部東小学校	荒本西1丁目3-46
46	高井田東小学校	長栄寺15-26
47	新喜多中学校	新喜多2丁目5-32
48	高井田中学校	高井田中5丁目2-5
49	長堂小学校	長堂1丁目17-8
50	長栄中学校	長栄寺12-30

51	三ノ瀬公園	三ノ瀬1丁目50
52	荒川小学校	荒川3丁目23-7
53	布施中学校	荒川2丁目32-40
54	教育センター	永和2丁目15-25
55	桜橋小学校	菱屋西4丁目10-7
56	八戸の里小学校	下小阪5丁目3-5
57	八戸の里東小学校	中小阪5丁目17-8
58	意岐部中学校	御厨東2丁目9-45
59	小阪小学校	中小阪1丁目21-15
60	小阪中学校	宝持1丁目7-5
61	上小阪小学校	上小阪3丁目15-40
62	上小阪中学校	上小阪2丁目6-5
63	布施小学校	寺前町2丁目1-6
64	布施中学校 夜間学級	太平寺2丁目1-39
65	弥刀東小学校	友井2丁目28-12
66	弥刀中学校	近江堂3丁目4-27
67	弥刀小学校	友井1丁目1-37
68	長瀬北小学校	吉松2丁目13-15
69	柏田小学校	柏田西3丁目7-44
70	柏田中学校	柏田西3丁目11-28
71	長瀬西小学校	衣摺5丁目8-51
72	長瀬東小学校	大蓮東2丁目12-8
73	金岡中学校	金岡1丁目23-9
74	長瀬南小学校	大蓮北4丁目3-51
75	旧大蓮東小学校跡地	大蓮南2丁目8-32
76	長瀬中学校	大蓮北4丁目7-43
77	日下公園	日下町2丁目9番
78	日下第3公園	日下町4丁目1番
79	石切駅前公園	上石切町2丁目11番
80	西石切第3公園	西石切町2丁目4番
81	大池公園	上四条町10番
82	柄池公園	四条町19番
83	末広町公園	末広町21番
84	桜町(瓢箪山)公園	桜町9番
85	宝町南公園	宝町1番
86	若宮公園	額田町5番
87	水走公園	水走3丁目12番
88	水走西公園	水走2丁目8番
89	水走南公園	水走1丁目4番
90	島之内公園	島之内2丁目6番
91	吉田公園	吉田2丁目5番
92	新家第1公園	吉田6丁目2番
93	新家第3公園	吉田8丁目3番
94	岩田公園	岩田町4丁目8番
95	加納公園	加納7丁目20番
96	加納西公園	加納2丁目14番
97	加納東公園	加納4丁目6番
98	加納緑地	加納4丁目6番
99	加納北公園	加納5丁目8番
100	中部緑地(北側)	加納3丁目11番
101	中部緑地(南側)	加納3丁目11番
102	吉原公園	吉原2丁目2番

103	吉原北公園	川田3丁目7番
104	今米公園	今米1丁目4番
105	万ノ丁せせらぎ公園	東鴻池町1丁目6番
106	寺嶋公園	中鴻池町3丁目10番
107	三島西公園	三島3丁目11番
108	徳庵公園	鴻池徳庵町7番
109	本庄北（新庄西）公園	新庄西9番
110	菱江中公園	菱江3丁目6番
111	菱江東公園	菱江1丁目28番
112	菱江南公園	菱江2丁目2番
113	花園中央公園（松原南）	松原南1丁目1番
114	花園中央公園（鷹殿）	鷹殿町26番
115	花園東町公園	花園東町2丁目16番
116	花園西町公園	花園西町1丁目16番
117	菱江北（角田）公園	角田1丁目13番
118	横枕北公園	横枕10番
119	横枕西公園	横枕西7番
120	横枕南公園	横枕南3番
121	角田西公園	角田2丁目3番
122	本庄西公園	本庄西3丁目5番
123	本庄南公園	本庄中1丁目3番
124	箕輪公園	箕輪3丁目1番
125	若江公園	若江南町2丁目1番
126	若江本町北公園	若江本町2丁目7番
127	若江東町公園	若江東町2丁目1番
128	御厨公園	御厨中1丁目3番
129	御厨北公園	御厨3丁目6番
130	栄町公園	御厨栄町2丁目12番
131	五百石公園	御厨東2丁目1番
132	楠根川緑地	御厨中2丁目4番
133	荒本公園	荒本2丁目2番
134	荒本西公園	荒本西2丁目2番
135	菱屋東第一公園	菱屋東2丁目5番
136	稲田公園	稲田新町1丁目9番
137	稲田第一公園	稲田新町3丁目12番
138	西堤公園	西堤1丁目6番
139	川俣公園	川俣1丁目12番
140	長田公園	長田西町2丁目3番
141	長田中公園	長田中3丁目2番
142	長田東公園	長田3丁目2番
143	新喜多公園	森河内西2丁目1番
144	布施公園	森河内東1丁目10番
145	長田北公園	長田東3丁目4番
146	高井田公園	高井田本通4丁目7番
147	高井田西公園	高井田西3丁目2番
148	足代北公園	足代北2丁目15番
149	菱屋東公園	七軒家6番
150	中小阪公園	下小阪1丁目16番
151	岸田堂北公園	岸田堂西2丁目6番
152	岸田堂南（寿町）公園	寿町3丁目11番
153	柏田北公園	柏田西1丁目3番
154	蛇草西公園	長瀬町3丁目4番
155	衣摺公園	衣摺2丁目4番
156	柏田公園	柏田本町12番
157	長瀬公園	菱屋西2丁目8番

158	弥生公園	近江堂1丁目4番
159	金岡公園（野球場西側）	大蓮東1丁目2番
160	金物町公園	金物町3番
161	八戸の里公園	中小阪4丁目7番
162	鴻池児童遊園	東鴻池町4丁目6番
163	吉田春日児童遊園	吉田本町1丁目8番
164	徳庵駅前多目的広場	稲田上町1丁目3番
165	今池グラウンド	東石切町4丁目6番
166	額田グラウンド	西石切町1丁目3番
167	石切市民広場	中石切町5丁目4番
168	枚岡公園（重願寺東側）	山手町2160-1
169	枚岡公園（枚岡神社北側）	出雲井町463-1
170	東大阪市総合庁舎	荒本北1丁目1-1
171	楠根リージョンセンター	楠根1丁目12-12
172	東部環境事業所	中石切町6丁目3-52
173	東体育館	鷹殿町1-2
174	豊浦公民分館	豊浦町12-5
175	郷土博物館	上四条町18-12
176	休日急病診療所	岩田町4丁目4-38
177	西福祉事務所	高井田元町2丁目8-27
178	学校給食センター	弥生町17-4
179	日下新池北側市有地	日下町8丁目1671-10
180	水走配水場	水走1丁目14-61
181	上小阪配水場	新上小阪2-14
182	池島配水場	池島町8丁目12-36
183	六万寺配水池	六万寺町1丁目14-12
184	上石切特別高区CE配水池	上石切町2丁目1325
185	市道善根寺本線（車谷）	善根寺町6丁目877-1
186	善根寺春日神社前	善根寺町6丁目8番
187	東豊浦町山林（暗峠）	東豊浦町1446-2
188	長門川左岸（上四条町）	上四条町11番
189	長門川左岸（新池島町）	新池島町1丁目1番
190	横小路町水路跡	横小路町6丁目1番
191	市道加納横枕線（加納7丁目）	加納7丁目25番
192	善根寺4丁目遊歩道	善根寺町4丁目10番
193	布施駅南交通広場	足代2丁目1番
194	荒本春宮青年会館前	荒本2丁目12-14
195	市営島町住宅	森河内西2丁目11-1
196	近畿車輛北東側グラウンド	稲田上町2丁目8番
197	東大阪都市清掃施設組合	水走4丁目6-25
198	府立城東工科高等学校	西鴻池町2丁目5-33
199	府立かわち野高等学校	新庄4丁目11-95
200	府立みどり清朋高等学校	池島町6丁目3-9
201	府立花園高等学校	花園東町3丁目1-25
202	鴻池水みらいセンター	北鴻池町1-18
203	寺嶋ポンプ場	西鴻池町4丁目2-20
204	五条老人センター	五条町9-45
205	日下山市有地	日下町8
206	盾津鴻池公民分館	鴻池町1-18-19

資料1-3:大阪府防災行政無線回線系統図



大阪府防災行政無線 多重無線回線構成図 全体 (平成28年度)

資料1-4

○都市計画道路整備状況(全)

(令和6年3月末現在)

	路線数	計画延長(m)	整備済(m)	整備率(%)
<b>東部大阪都市計画道路(東大阪市)</b>	<b>68 路線</b>	<b>120,250</b>	<b>75,810</b>	<b>( 63.0%)</b>
自動車専用道路	1 路線	6,720	6,720	( 100.0%)
幹線街路	53 路線	103,560	64,900	( 62.7%)
区画街路	7 路線	4,470	3,730	( 83.4%)
特殊街路	7 路線	5,500	460	( 8.4%)

名称		代表車線	代表幅員	計画延長(m)	整備済(m)	整備率(%)
番号	路線名					
1・4・227-1	大阪東大阪線	4	18	6,720	6,720	( 100.0%)
3・1・227-1	大阪中央環状線	10	120	5,860	1,760	( 30.0%)
3・1・227-2	築港枚岡線	4	40	7,740	7,740	( 100.0%)
3・1・227-3	七軒家本庄線	8	40	1,640	1,640	( 100.0%)
3・1・227-4	菱屋東長田線	8	40	660	660	( 100.0%)
3・2・227-5	三島東鴻池線	4	32	1,630	0	( 0.0%)
3・2・227-6	大阪生駒線	4	32	2,510	1,520	( 60.6%)
3・2・227-7	加納玉串線	6	32	5,230	2,890	( 55.3%)
3・2・227-8	東大阪中央線	6	30	1,560	1,020	( 65.4%)
3・2・227-9	若江東線	4	36	410	0	( 0.0%)
3・2・227-10	足代荒川線	4	30	810	370	( 45.7%)
3・2・227-11	布施駅前線	4	30	1,190	1,190	( 100.0%)
3・3・227-12	徳庵稲田線	4	27	1,070	270	( 25.2%)
3・3・227-13	高井田長堂線	4	25	1,610	570	( 35.4%)
3・3・227-14	寿洪川線	4	25	1,100	0	( 0.0%)
3・3・227-15	大阪枚岡線	4	25	3,290	560	( 17.0%)
3・3・227-16	長田西線	4	25	340	340	( 100.0%)
3・3・227-17	川田石切線	4	27	930	640	( 68.8%)
3・4・227-18	小阪稲田線	2	18	3,210	2,040	( 63.6%)
3・4・227-19	鴻池本庄線	2	20	1,530	630	( 41.2%)
3・4・227-20	大阪外環状線	4	20	6,490	5,650	( 87.1%)
3・4・227-21	太平寺上小阪線	2	18	2,740	490	( 17.9%)
3・4・227-22	洪川友井線	2	18	3,170	0	( 0.0%)
3・4・227-23	新庄西線	4	20	600	600	( 100.0%)
3・4・227-24	加納水走線	2	18	1,650	1,650	( 100.0%)
3・4・227-25	大阪八尾線	2	18	1,030	580	( 56.3%)
3・4・227-26	高井田荒川線	2	16	2,280	2,280	( 100.0%)
3・4・227-27	小阪駅前線	2	16	770	770	( 100.0%)
3・4・227-28	長田中線	2	16	330	330	( 100.0%)
3・4・227-29	御厨南上小阪線	2	16	2,740	350	( 12.8%)
3・4・227-30	南上小阪線	2	16	390	390	( 100.0%)
3・4・227-31	衣摺大蓮南線	2	16	680	0	( 0.0%)
3・4・227-32	荒本北線	2	16	550	550	( 100.0%)
3・4・227-33	八尾枚方線	2	16	350	350	( 100.0%)
3・4・227-34	菱江花園線	2	16	1,920	1,920	( 100.0%)
3・4・227-35	荒川六万寺線	2	16	6,700	6,700	( 100.0%)
3・4・227-36	新庄荒本北線	4	20	1,030	1,030	( 100.0%)
3・4・227-37	花園駅前線	2	16	220	220	( 100.0%)
3・4・227-38	菱江吉田線	2	16	1,220	1,220	( 100.0%)
3・4・227-39	川俣横枕線	4	20	2,570	2,570	( 100.0%)
3・5・227-40	鴻池駅前線	2	12	170	20	( 11.8%)
3・5・227-41	足代金岡線	2	15	3,330	2,370	( 71.2%)
3・5・227-42	大阪瓢箪山線	2	15	7,330	6,050	( 82.5%)
3・5・227-43	俊徳道駅前線	2	13	110	110	( 100.0%)
3・5・227-44	宮前線	2	12	90	90	( 100.0%)
3・5・227-45	花園駅前東西線	2	13	60	60	( 100.0%)

3・5・227-46	若宮東西線	2	12	770	770	(100.0%)
3・5・227-47	東花園枚岡神社線	2	12	2,550	1,760	(69.0%)
3・5・227-48	枚岡駅前線	2	12	230	0	(0.0%)
3・6・227-49	永和駅前線	2	11	480	480	(100.0%)
3・6・227-50	小阪駅前東西線	2	11	150	150	(100.0%)
3・6・227-51	柏田長瀬線	2	11	1,340	0	(0.0%)
3・6・227-52	北山麓線	0	8	4,190	1,550	(37.0%)
3・6・227-53	南山麓線	0	8	3,010	0	(0.0%)
7・4・227-7	若江稲田線	2	23	600	0	(0.0%)
7・6・227-4	大阪外環状線附属街路東側1号線	0	8	80	80	(100.0%)
7・6・227-5	大阪外環状線附属街路東側3号線	0	8	900	900	(100.0%)
7・6・227-6	大阪外環状線附属街路西側2号線	0	8	750	750	(100.0%)
7・7・227-1	奈良線附属街路北側1号線	0	6	480	480	(100.0%)
7・7・227-2	奈良線附属街路南側1号線	0	6	770	630	(81.8%)
7・7・227-3	奈良線附属街路南側2号線	0	6	890	890	(100.0%)
8・6・227-2	大阪外環状線附属街路東側2号線	0	8	40	40	(100.0%)
8・6・227-3	大阪外環状線附属街路西側1号線	0	8	70	70	(100.0%)
8・6・227-4	大阪外環状線附属街路西側3号線	0	8	60	60	(100.0%)
8・6・227-6	奈良線附属街路南側3号線	0	8	150	150	(100.0%)
8・7・227-1	奈良線附属街路北側2号線	0	6	100	100	(100.0%)
8・7・227-5	大阪外環状線附属街路西側4号線	0	6	40	40	(100.0%)
9・7・227-1	大阪モノレール専用道	0	8	5040	0	(0.0%)
<b>合 計</b>		<b>68 路線</b>		<b>120,250</b>	<b>75,810</b>	<b>(63.0%)</b>

資料1-5：公園緑地の現況

(令和7年3月末現在)

都市計画決定 公園緑地		左記のうち開設 公園緑地		その他の公園 開設公園緑地	
箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
153	170.12	114	136.82	216	10.32

資料1-6：土地区画整理事業・市街地再開発事業の整備状況

(令和5年12月末現在)

地区名	施行者別	施行面積 (ha)	認可年月日	摘要
布施第一地区	組合	6.1	昭和12. 3.	完了
西部地区	市	115.0	昭和40. 3.2	完了
東大阪開発地区	府	220.0	昭和41. 11.11	完了
中部地区	市	392.7	昭和47. 5.12	完了
足代地区	市	8.0	昭和23. 4.19	完了
小阪駅前地区	組合	33.4	昭和14. 6.10	完了
上小阪本町地区	市	5.6	昭和23. 4.19	完了
小阪第一地区	組合	5.3	昭和11. 6. 9	完了
上小阪地区	組合	17.5	昭和12. 10. 5	完了
長瀬駅前地区	組合	1.6	昭和25. 2 17	完了
岸田堂地区	組合	23.7	昭和35. 3.30	完了
弥刀第一地区	組合	12.8	昭和13. 11.10	完了
友井地区	共同	7.3	昭和41. 6.24	完了
吉田新家地区	組合	22.2	昭和42. 1.30	完了
上六万寺町・上四条町地区	個人	1.6	平成19. 12.21	完了
若江岩田駅前地区	組合	1.7	平成 8. 3. 1	完了
布施駅北口第一地区	組合	1.1	昭和62. 11.19	完了
河内花園駅前地区	組合	1.3	平成16. 4. 6	完了

資料1-7：防火地域及び準防火地域の指定

(令和7年10月末現在)

種類	面積 (ha)	全市街化区域 (4,981ha) に対する割合 (%)
防火地域	414.0	8.3
準防火地域	4,500	90.3
計	4,914	98.6

資料1-8：東大阪市における指定文化財の現況

指定文化財の件数

(令和7年4月1日現在)

種別 指定別	有形文化財								無形文化財	選定保存技術	民俗文化財	記念物				計
	建造物	彫刻	絵画	工芸品	書跡	文書	典籍	考古資料				史跡	名勝	史跡名勝	天然記念物	
文化財保護法による指定	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	3	—	—	—	6
大阪府文化財保護条例による指定	2	11	1	1	—	—	—	4	—	—	1	3	1	—	1	25
東大阪市文化財保護条例による指定	11	17	9	4	3	2	1	2	—	—	10	17	1	1	8	86
計	14	28	10	5	3	2	1	6	1	1	11	23	2	1	9	117

登録文化財の件数

(令和6年4月1日現在)

	有形文化財	民俗文化財	記念物	計
国登録	25	0	0	25

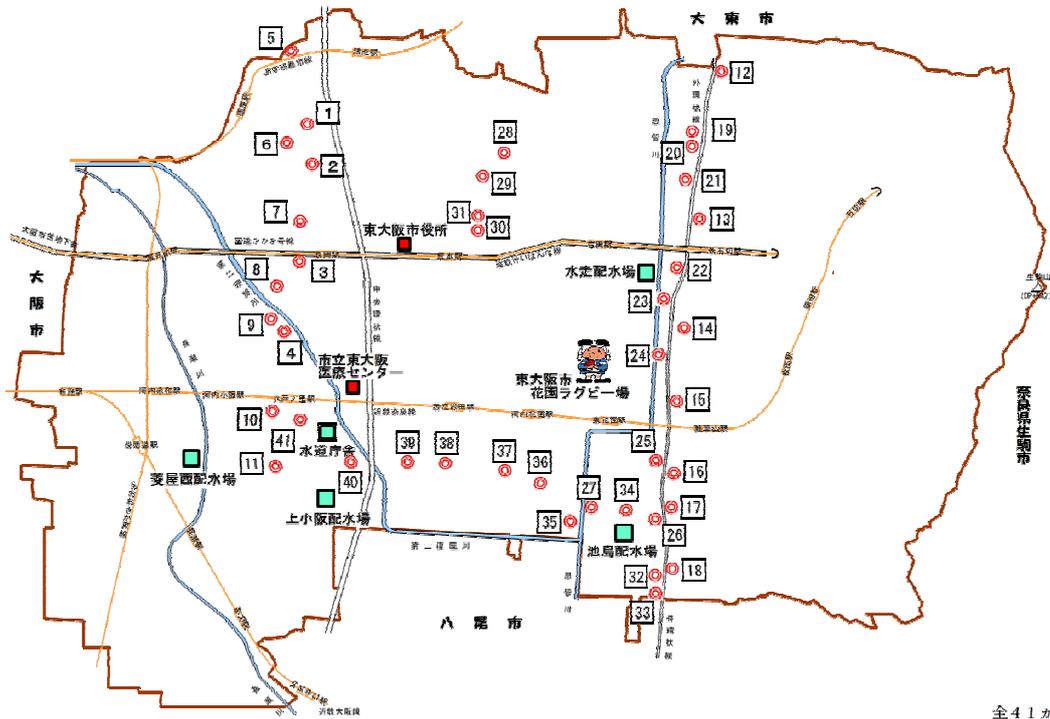
## 資料1-9 あんしん給水栓設置箇所一覧

令和7年10月31日現在

管理番号	設置場所	道路名
1	東大阪市稲田新町3丁目9付近	府道・旧大阪中央環状線(車道)
2	東大阪市七軒家14付近	府道・旧大阪中央環状線(車道)
3	東大阪市長田中1丁目1付近	府道・旧大阪中央環状線(車道)
4	東大阪市御厨5丁目2付近	市道・意岐部中35号線(歩道)
5	東大阪市鴻池徳庵町1付近	府道・旧大阪中央環状線(車道)
6	東大阪市稲田新町2丁目13付近	府道・旧大阪中央環状線(車道)
7	東大阪市長田西6丁目4付近	府道・旧大阪中央環状線(車道)
8	東大阪市長田2丁目1付近	府道・旧大阪中央環状線(車道)
9	東大阪市御厨4丁目7付近	府道・旧大阪中央環状線(車道)
10	東大阪市下小阪5丁目2付近	府道・旧大阪中央環状線(車道)
11	東大阪市新上小阪5付近	市道上小阪66号線
12	東大阪市善根寺町3丁目6付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
13	東大阪市西石切町4丁目5付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
14	東大阪市新町17付近	国道170号・大阪外環状線(側道)
15	東大阪市昭和町20付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
16	東大阪市御幸町16付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
17	東大阪市下六万寺町3丁目6付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
18	東大阪市横小路町5丁目2付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
19	東大阪市布市町3丁目6付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
20	東大阪市布市町3丁目6付近	国道170号・大阪外環状線(歩道)
21	東大阪市中石切町7丁目1付近	国道170号・大阪外環状線(歩道)
22	東大阪市弥生町18付近	国道170号・大阪外環状線(歩道)
23	東大阪市宝町21付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
24	東大阪市鷹殿町22付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
25	東大阪市若草町4付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
26	東大阪市池島町2丁目1付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
27	東大阪市新池島町2丁目20付近	府水用地(車道)
28	東大阪市新庄4丁目11付近	市道・盾津西4号線(車道)
29	東大阪市新庄東6付近	市道・東大阪中央線(車道)
30	東大阪市横枕10付近	市道・東大阪中央線(歩道)(車道)
31	東大阪市横枕10付近	市道・東大阪中央線(歩道)
32	東大阪市横小路町6丁目5付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
33	東大阪市横小路町6丁目9付近	国道170号・大阪外環状線(車道)
34	東大阪市新池島1丁目17付近	府道・大阪東大阪線(車道)
35	東大阪市玉串町東1丁目5付近	府道・大阪東大阪線(車道)
36	東大阪市玉串町東1丁目1付近	市道・玉串7号線(車道)
37	東大阪市花園本町2丁目11付近	市道・花園中央線(車道)
38	東大阪市瓜生堂2丁目8付近	市道・若江42号線(車道)
39	東大阪市若江北町2丁目8付近	市道・若江42号線(車道)
40	東大阪市若江西新町2丁目8付近	市道・桜橋通線(車道)
41	東大阪市下小阪4丁目11付近	市道・八戸ノ里16号線(車道)

全41カ所

東大阪市管内「あんしん給水栓」設置場所



全41カ所

資料1-10：災害時用臨時ヘリポート

(令和7年11月末現在)

番号	ヘリポート名	種別	管理者氏名 連絡先協定等 管理者住所	① 大きさ(広さ) ② 着陸できる、最大のヘリ ③ 夜間照明の有無	付近障害物の状況	選定年月日 その他参考事項
	所在地					
1	大阪市消防局 高度専門教育訓練センター	臨時用	大阪市消防局 06-4393-6486(警防部) 06-6744-0119(企画部) 大阪市西区九条南1-12-54	① 140m×78m ② CH-47Jチヌーク(日本最大機種) ③ 無(校舎屋上照明の利用可)	南-校舎(3階建) 西-訓練塔(高さ31m)	昭和60年6月20日 救急搬送用
	東大阪市三島2-5-43					
2	東石切公園	臨時用	東大阪市役所 06-4309-3228 東大阪市荒本北1-1-1 (土木部公園課)	① 91m×148m	山地を開発した敷地であり 東-近鉄奈良線 周囲-低層住宅が密集している	昭和49年3月4日 空中消火基地
	東大阪市東石切町 2-4番地内					
3	近鉄生駒山上遊園地 駐車場	臨時用	近鉄生駒レジャー 0743-74-2173 奈良県生駒市谷田町371番8	① 86m×61m	駐車場、南側は山の斜面であり 周囲に電線がある	昭和49年3月15日 空中消火基地
	奈良県生駒市菜畑2312-1					
4	花園中央公園	臨時用	東大阪市役所 06-4309-3228 東大阪市荒本北1-1-1 (土木部公園課)	① 130m×100m	多目的芝生広場	平成19年12月21日 大阪府ドクターヘリ
	東大阪市松原南1丁目1番地内					
5	本庁舎屋上	臨時用	東大阪市役所 06-4309-3125 東大阪市荒本北1-1-1 (企画財政部資産経営室管理課)	① 20m×20m ② 最大積載重量4t ③ 有	北西：府営住宅	平成15年
	東大阪市荒本北1-1-1					
6	市立東大阪医療センター屋上	臨時用	市立東大阪医療センター 06-6781-5101 東大阪市西岩田3-4-5	① 20m×20m ② 10t ③ 有	近畿自動車道 マンション密集	平成21年1月16日 大阪府ドクターヘリ
	東大阪市西岩田3-4-5					

資料1-11：市有自動車所属別保有台数（四輪車）

令和7年11月20日現在（消防・上下水道を除く）

種 別 所 属	貨物自動車		乗用用自動車		軽自動車	自家用乗合	特種（特殊）用途自動車						合 計
	普 通 貨 物	小 型 貨 物	普 通 乗 用	小 型 乗 用	軽貨物 軽乗用 軽特殊	自家用 乗合車	特殊 塵芥	特 種 公共応	特 種 身障輸	特 種 図書館	特 殊 犬捕獲 大検測	大 型 特 殊	
危機管理室								2					2
企画財政部		10	2	1	71								84
人権文化部					5								5
市民生活部		1			1								2
福祉部			1	3	1				4				9
生活支援部		1			6								7
子どもすこやか部		2											2
健康部		3		4	20								27
環境部	12	3		2	26		61	1					104
土木部		5	2		17			14					38
建築部		1			3								4
議会事務局			1										1
教育委員会事務局	2	2	2	2	5	1				2			16
合 計	14	28	8	14	151	1	64	18	4	2			304

資料1-12 緊急避難場所（公立小中高校等）一覧表

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす場所を指定しています。

※公立小中高校等の他に、公園・緑地を緊急避難場所に指定しています。

	場所名	地震	洪水等	土砂災害	大規模火災
1	孔舎衛小学校	○	○	○	○
2	孔舎衛東小学校	○	○	△	○
3	孔舎衛中学校	○	○	△	○
4	石切小学校	○	○	○	○
5	石切中学校	○	○	○	○
6	石切東小学校	○	○	△	○
7	枚岡西小学校	○	○	○	○
8	枚岡中学校	○	○	○	○
9	枚岡東小学校	○	○	△	○
10	縄手北小学校	○	○	○	○
11	縄手東小学校	○	○	△	○
12	縄手北中学校	○	○	△	○
13	上四条小学校	○	○	△	○
14	縄手小学校	○	○	○	○
15	縄手中学校	○	○	△	○
16	くすは縄手南校 前期課程(六万寺校舎)	○	○	○	○
17	くすは縄手南校 後期課程(横小路校舎)	○	○	○	○
18	池島学園 前期課程(小学部)	○	○	○	○
19	池島学園 後期課程(中学部)	○	○	○	○
20	枚岡樟風高校	○	○	○	○
21	みどり清朋高校	○	○	○	○
22	成和小学校	○	○	○	○
23	鴻池東小学校	○	○	○	○
24	弥栄小学校	○	○	○	○
25	盾津中学校	○	○	○	○
26	加納小学校	○	○	○	○
27	北宮小学校	○	○	○	○
28	盾津東中学校	○	○	○	○
29	英田北小学校	○	○	○	○
30	英田中学校	○	○	○	○
31	英田南小学校	○	○	○	○
32	玉川小学校	○	○	○	○
33	岩田西小学校	○	○	○	○
34	玉川中学校	○	○	○	○
35	玉美小学校	○	○	○	○
36	若江小学校	○	○	○	○
37	若江中学校	○	○	○	○
38	花園北小学校	○	○	○	○
39	花園小学校	○	○	○	○
40	玉串小学校	○	○	○	○
41	花園中学校	○	○	○	○
42	かわち野高校	○	○	○	○
43	花園高校	○	○	○	○
44	たまがわ高等支援学校	○	○	○	○
45	森河内小学校	○	▲	○	○
46	楠根小学校	○	○	○	○

	場所名	地震	洪水等	土砂災害	大規模火災
47	楠根東小学校	○	○	○	○
48	藤戸小学校	○	○	○	○
49	西堤小学校	○	▲	○	○
50	楠根中学校	○	○	○	○
51	意岐部小学校	○	○	○	○
52	意岐部東小学校	○	○	○	○
53	高井田東小学校	○	○	○	○
54	新喜多中学校	○	○	○	○
55	高井田西小学校	○	▲	○	○
56	高井田中学校	○	▲	○	○
57	長堂小学校	○	○	○	○
58	長栄中学校	○	○	○	○
59	布施小学校	○	○	○	○
60	荒川小学校	○	○	○	○
61	布施中学校	○	○	○	○
62	布施中学校 夜間学級	○	○	○	○
63	桜橋小学校	○	○	○	○
64	八戸の里小学校	○	○	○	○
65	八戸の里東小学校	○	○	○	○
66	意岐部中学校	○	○	○	○
67	小阪小学校	○	○	○	○
68	小阪中学校	○	○	○	○
69	上小阪小学校	○	○	○	○
70	上小阪中学校	○	○	○	○
71	弥刀東小学校	○	○	○	○
72	弥刀中学校	○	○	○	○
73	弥刀小学校	○	○	○	○
74	長瀬北小学校	○	○	○	○
75	柏田小学校	○	○	○	○
76	柏田中学校	○	○	○	○
77	長瀬西小学校	○	○	○	○
78	長瀬東小学校	○	○	○	○
79	金岡中学校	○	○	○	○
80	長瀬南小学校	○	○	○	○
81	大蓮小学校	○	○	○	○
82	長瀬中学校	○	○	○	○
83	教育センター	○	○	○	○
84	布施北高校	○	○	○	○
85	布施高校	○	○	○	○
86	布施工科高校	○	○	○	○
87	大阪商業大学	○	○	○	○
88	大阪商業大学高等学校	○	○	○	○
89	近畿大学	○	○	○	○

記号	内容
○	該当する災害に避難場所として適する。
△	土砂災害防止法の警戒区域及び土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所に立地しているが、建築基準法上の新耐震基準を満たす2階建以上の建物であり、避難上有効な階段その他の経路について、物品の設置又は地震による落下などにより避難上の支障を生じさせないものであるため避難場所の対象となる。
▲	浸水深2.0m以上の浸水想定区域内に立地しているが、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ当該居住者等受入れ用部分までの避難上有効な階段その他の経路がある建物であり、河川氾濫に対しても安全な構造であるため避難場所の対象となる。
—	該当する災害には避難場所として適さない。

資料1-13 緊急避難場所（公園・緑地）一覧表

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす場所を指定しています。

※公園・緑地の他に、公立小中高校も緊急避難場所に指定しています。

	場所名	地震	洪水等	土砂災害	大規模火災
1	日下公園	○	—	—	○
2	善根寺公園	○	—	○	○
3	中石切公園	○	—	○	○
4	石切公園	○	—	—	—
5	東石切公園	○	—	—	○
6	宝町南公園	○	—	○	—
7	枚岡中央公園	○	—	—	○
8	枚岡公園	○	—	—	○
9	若宮公園	○	—	—	—
10	桜町公園	○	—	○	—
11	末広町公園	○	—	○	—
12	大池公園	○	—	—	○
13	柄池公園	○	—	—	—
14	六万寺公園	○	—	○	—
15	横小路公園	○	—	—	—
16	恩智川治水緑地	○	—	○	○
17	寺嶋公園	○	—	○	○
18	徳庵公園	○	—	○	—
19	鴻池本町公園	○	—	○	—
20	西楠風荘公園	○	—	○	—
21	東楠風荘公園	○	—	○	—
22	三島西公園	○	—	○	—
23	本庄北公園	○	—	○	○
24	本庄東公園	○	—	○	○
25	鴻北公園	○	—	○	○
26	本庄南公園	○	—	○	○
27	本庄西公園	○	—	○	○
28	横枕西公園	○	—	○	○
29	横枕北公園	○	—	○	○
30	横枕南公園	○	—	○	○
31	中野公園	○	—	○	—
32	箕輪公園	○	—	○	—
33	菱江北公園	○	—	○	○
34	加納緑地	○	—	○	○
35	中部緑地	○	—	○	○
36	加納西公園	○	—	○	○
37	加納北公園	○	—	○	○
38	加納東公園	○	—	○	○
39	加納公園	○	—	○	○
40	吉原北公園	○	—	○	○
41	古箕輪公園	○	—	○	—
42	川田公園	○	—	○	—
43	吉原公園	○	—	○	○
44	今米公園	○	—	○	○
45	島之内公園	○	—	○	—
46	水走西公園	○	—	○	—

	場所名	地震	洪水等	土砂災害	大規模火災
47	北池の端公園	○	—	○	○
48	水走公園	○	—	○	○
49	水走南公園	○	—	○	○
50	松原公園	○	—	○	—
51	吉田公園	○	—	○	—
52	新家第1公園	○	—	○	○
53	新家第2公園	○	—	○	○
54	新家第3公園	○	—	○	○
55	菱江東公園	○	—	○	—
56	菱江南公園	○	—	○	○
57	菱江中公園	○	—	○	○
58	菱屋東第1公園	○	—	○	○
59	岩田公園	○	—	○	○
60	瓜生堂公園	○	—	○	—
61	若江本町北公園	○	—	○	—
62	若江公園	○	—	○	—
63	花園公園	○	—	○	—
64	花園西町公園	○	—	○	—
65	花園東町公園	○	—	○	—
66	花園中央公園	○	—	○	○
67	新喜多公園	○	—	○	—
68	布施公園	○	—	○	○
69	菱屋東公園	○	—	○	○
70	長田北公園	○	—	○	○
71	長田中公園	○	—	○	○
72	稲田公園	○	—	○	—
73	長田公園	○	—	○	○
74	長田東公園	○	—	○	○
75	川俣公園	○	—	○	○
76	西堤公園	○	—	○	—
77	楠根川緑地	○	—	○	—
78	長瀬川緑地	○	—	○	○
79	御厨公園	○	—	○	○
80	御厨北公園	○	—	○	—
81	新家中町公園	○	—	○	—
82	五百石公園	○	—	○	○
83	春宮公園	○	—	○	○
84	荒本公園	○	—	○	○
85	荒本西公園	○	—	○	○
86	高井田公園	○	—	○	—
87	高井田西公園	○	—	○	—
88	足代北公園	○	—	○	—
89	足代公園	○	—	○	○
90	長堂東公園	○	—	○	○
91	三ノ瀬公園	○	—	○	○
92	岸田堂北公園	○	—	○	—
93	荒川公園	○	—	○	—
94	俊徳公園	○	—	○	—
95	永和公園	○	—	○	—
96	横沼公園	○	—	○	○
97	長瀬公園	○	—	○	—
98	八戸の里公園	○	—	○	○
99	大和公園	○	—	○	○
100	中小阪公園	○	—	○	○
101	上小阪公園	○	—	○	—

	場所名	地震	洪水等	土砂災害	大規模火災
102	金物町公園	○	—	○	○
103	弥生公園	○	—	○	○
104	近江堂公園	○	—	○	—
105	北蛇草公園	○	—	○	○
106	蛇草西公園	○	—	○	—
107	岸田堂南公園	○	—	○	○
108	柏田北公園	○	—	○	○
109	衣摺公園	○	—	○	—
110	衣摺南公園	○	—	○	—
111	柏田公園	○	—	○	—
112	金岡公園	○	—	○	○
113	大蓮公園	○	—	○	—
114	大蓮東公園	○	—	○	—
115	東大阪流通業務地区周辺	○	—	○	○
116	近畿大学・新上小阪地区周辺	○	—	○	○
117	川俣下水処理場周辺	○	—	○	○
118	久宝寺緑地	○	—	○	○

記号	内容
○	該当する災害に避難場所として適する。
△	土砂災害防止法の警戒区域及び土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等に立地しているが、建築基準法上の新耐震基準を満たす2階建以上の建物であり、避難上有効な階段その他の経路について、物品の設置又は地震による落下などにより避難上の支障を生じさせないものであるため避難場所の対象となる。
▲	浸水深2.0m以上の浸水想定区域内に立地しているが、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ当該居住者等受入れ用部分までの避難上有効な階段その他の経路がある建物であり、河川氾濫に対しても安全な構造であるため避難場所の対象となる。
—	該当する災害には避難場所として適さない。

資料1-14 一時（いつとき）避難場所一覧表

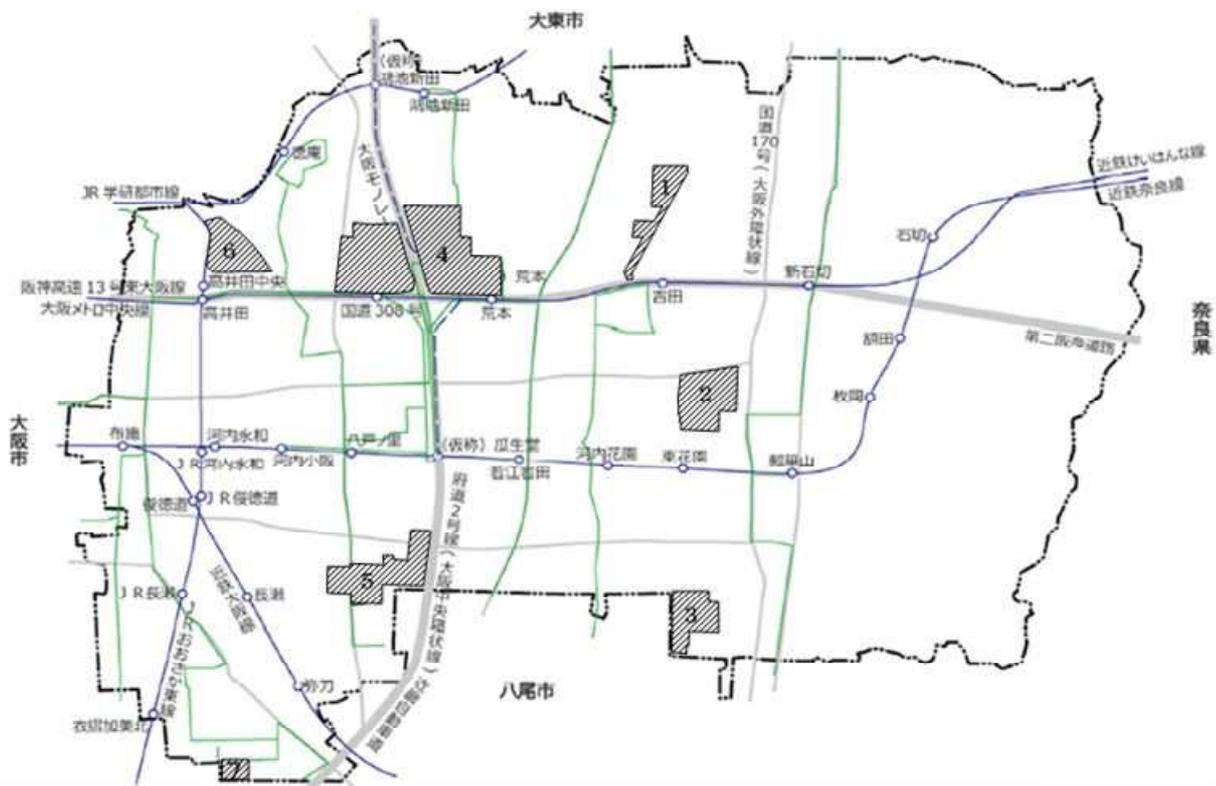
激しい地震の直後や大規模延焼火災等の際に身の安全を守るため、緊急避難場所のうち、概ね1ha以上の場所を有する場所を一時（いつとき）避難場所として選定しています。

一時（いつとき）避難場所
中石切公園 東石切公園 枚岡公園 縄手北中学校 池島学園前期課程 日新高校 枚岡樟風高校 みどり清朋高校
寺嶋公園 本庄南公園 加納緑地 中部緑地 加納北公園 加納東公園 盾津東中学校 吉原北公園 吉原公園 水走公園 花園中央公園 菱屋東公園 盾津中学校 玉川中学校 若江中学校 加納小学校 岩田西小学校 花園高校 かわち野高校 たまがわ高等支援学校
布施公園 長田北公園 楠根川緑地 長瀬川緑地 荒本西公園 八戸の里公園 三ノ瀬公園 金岡公園 久宝寺緑地 新喜多中学校 高井田中学校 布施中学校 金岡中学校 布施北高校 布施高校 布施工科高校 大阪商業大学 近畿大学

資料1-15 広域避難場所一覧表

緊急避難場所のうち、火災の延焼拡大等から市民の安全を確保できる場所を広域避難場所として選定しています。

	広域避難場所
1	加納地区緩衝緑地周辺
2	花園中央公園周辺
3	恩智川治水緑地周辺
4	東大阪流通業務地区周辺(トラクターミナルを除く)
5	近畿大学・新上小阪地区周辺
6	川俣下水処理場周辺
7	久宝寺緑地



資料1-16 指定避難所（第1次避難所）一覧表

災害が発生した場合において、家屋の損壊、滅失、浸水、放射線物質及び放射線の放出により滞在避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる避難所を指定しています。  
指定避難所のうち、まず第1次避難所を開設し、避難者を収容します。

	場所名	地震	洪水等	土砂災害	大規模火災
1	孔舎衛小学校	○	○	○	○
2	孔舎衛東小学校	○	○	△	○
3	孔舎衛中学校	○	○	△	○
4	石切小学校	○	○	○	○
5	石切中学校	○	○	○	○
6	石切東小学校	○	○	△	○
7	枚岡西小学校	○	○	○	○
8	枚岡中学校	○	○	○	○
9	枚岡東小学校	○	○	△	○
10	縄手北小学校	○	○	○	○
11	縄手東小学校	○	○	△	○
12	縄手北中学校	○	○	△	○
13	上四条小学校	○	○	△	○
14	縄手小学校	○	○	○	○
15	縄手中学校	○	○	△	○
16	くすは縄手南校前期課程(六万寺校舎)	○	○	○	○
17	くすは縄手南校後期課程(横小路校舎)	○	○	○	○
18	池島学園前期課程(小学部)	○	○	○	○
19	池島学園後期課程(中学部)	○	○	○	○
20	成和小学校	○	○	○	○
21	鴻池東小学校	○	○	○	○
22	弥栄小学校	○	○	○	○
23	盾津中学校	○	○	○	○
24	加納小学校	○	○	○	○
25	北宮小学校	○	○	○	○
26	盾津東中学校	○	○	○	○
27	英田北小学校	○	○	○	○
28	英田中学校	○	○	○	○
29	英田南小学校	○	○	○	○
30	玉川小学校	○	○	○	○
31	岩田西小学校	○	○	○	○
32	玉川中学校	○	○	○	○
33	玉美小学校	○	○	○	○
34	若江小学校	○	○	○	○
35	若江中学校	○	○	○	○
36	花園北小学校	○	○	○	○
37	花園小学校	○	○	○	○
38	玉串小学校	○	○	○	○
39	花園中学校	○	○	○	○

	場所名	地震	洪水等	土砂災害	大規模火災
40	森河内小学校	○	▲	○	○
41	楠根小学校	○	○	○	○
42	楠根東小学校	○	○	○	○
43	藤戸小学校	○	○	○	○
44	西堤小学校	○	▲	○	○
45	楠根中学校	○	○	○	○
46	意岐部小学校	○	○	○	○
47	意岐部東小学校	○	○	○	○
48	高井田東小学校	○	○	○	○
49	新喜多中学校	○	○	○	○
50	高井田西小学校	○	▲	○	○
51	高井田中学校	○	▲	○	○
52	長堂小学校	○	○	○	○
53	長栄中学校	○	○	○	○
54	布施小学校	○	○	○	○
55	荒川小学校	○	○	○	○
56	布施中学校	○	○	○	○
57	布施中学校 夜間学級	○	○	○	○
58	桜橋小学校	○	○	○	○
59	八戸の里小学校	○	○	○	○
60	八戸の里東小学校	○	○	○	○
61	意岐部中学校	○	○	○	○
62	小阪小学校	○	○	○	○
63	小阪中学校	○	○	○	○
64	上小阪小学校	○	○	○	○
65	上小阪中学校	○	○	○	○
66	弥刀東小学校	○	○	○	○
67	弥刀中学校	○	○	○	○
68	弥刀小学校	○	○	○	○
69	長瀬北小学校	○	○	○	○
70	柏田小学校	○	○	○	○
71	柏田中学校	○	○	○	○
72	長瀬西小学校	○	○	○	○
73	長瀬東小学校	○	○	○	○
74	金岡中学校	○	○	○	○
75	長瀬南小学校	○	○	○	○
76	大蓮小学校	○	○	○	○
77	長瀬中学校	○	○	○	○
78	教育センター	○	○	○	○

記号	内容
○	該当する災害に避難所として適する。
△	土砂災害防止法の警戒区域及び土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所に立地しているが、建築基準法上の新耐震基準を満たす2階建以上の建物であり、避難上有効な階段その他の経路について、物品の設置又は地震による落下などにより避難上の支障を生じさせないものであるため避難所の対象となる。
▲	浸水深2.0m以上の浸水想定区域内に立地しているが、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ当該居住者等受入れ用部分までの避難上有効な階段その他の経路がある建物であり、河川氾濫に対しても安全な構造であるため避難所の対象となる。
—	該当する災害には避難所として適さない。

資料1-17 避難所（第1次・第2次・第3次）及び福祉避難所一覧表

※避難者の収容は、第1次避難所から行うものとし、不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に開設します。

第1次避難所	第2次避難所	第3次避難所
孔舎衛小学校	日下リージョンセンター (ゆうゆうプラザ)	近畿大学附属高校 大阪商業大学高等学校 樟蔭高校 アナン学園高等学校 敬愛高校 東大阪大学 近畿大学 大阪商業大学 大阪樟蔭女子大学
孔舎衛東小学校		
孔舎衛中学校		
石切小学校		
石切中学校		
石切東小学校		
枚岡西小学校		
枚岡中学校		
枚岡東小学校		
縄手北小学校		
縄手東小学校		
縄手北中学校		
上四条小学校		
縄手小学校		
縄手中中学校		
くすは縄手南校前期課程(六万寺校舎)		
くすは縄手南校後期課程(横小路校舎)		
池島学園前期課程(小学部)		
池島学園後期課程(中学部)		
成和小学校		
鴻池東小学校		
弥栄小学校		
盾津中学校		
加納小学校		
北宮小学校		
盾津東中学校		
英田北小学校		
英田中学校		
英田南小学校		
玉川小学校		
岩田西小学校		
玉川中学校		
玉美小学校		
若江小学校		
若江中学校		
花園北小学校		
花園小学校		
玉串小学校		
花園中学校		

第1次避難所	第2次避難所	第3次避難所
森河内小学校		
楠根小学校		
楠根東小学校		
藤戸小学校		
西堤小学校		
楠根中学校		
意岐部小学校		
意岐部東小学校		
高井田東小学校		
新喜多中学校		
高井田西小学校		
高井田中学校		
長堂小学校		
長栄中学校		
布施小学校		
荒川小学校		
布施中学校	楠根リージョンセンター (ももの広場)	近畿大学附属高校 大阪商業大学高等学校 樟蔭高校
布施中学校 夜間学級	布施北高校	アナン学園高等学校
桜橋小学校	布施駅前リージョンセン ター(夢広場)	敬愛高校
八戸の里小学校	布施高校	東大阪大学
八戸の里東小学校	布施工科高校	近畿大学
意岐部中学校	近江堂リージョンセンター (はすの広場)	大阪商業大学 大阪樟蔭女子大学
小阪小学校		
小阪中学校		
上小阪小学校		
上小阪中学校		
弥刀東小学校		
弥刀中学校		
弥刀小学校		
長瀬北小学校		
柏田小学校		
柏田中学校		
長瀬西小学校		
長瀬東小学校		
金岡中学校		
長瀬南小学校		
大蓮小学校		
長瀬中学校		
教育センター		

福祉避難所一覧

施設名	受け入れる被災者等
八戸の里老人センター	要配慮者
長瀬老人センター	要配慮者
荒本老人センター	要配慮者
五条老人センター	要配慮者
角田総合老人センター	要配慮者
高井田老人センター	要配慮者
長瀬障害者センター	要配慮者
荒本障害者センター	要配慮者
障害児者支援センター	要配慮者
長瀬子育て支援センター	要配慮者
鴻池子育て支援センター	要配慮者
荒本子育て支援センター	要配慮者

## 災害用備蓄物資一覧

令和7年12月末現在

品目	避難所等備蓄倉庫(78カ所)		日新高校	NTT河内ビル	花園倉庫	本庁等	合計	
アルファ化米	117,000 食	1,500食×78カ所	食	39,650 食	食	10,000 食	166,650 食	
高齢者用お粥	7,020 食	90食×78カ所	食	1550 食	食	食	8,570 食	
粉ミルク	76,128 g	976g×78カ所	g	g	g	g	76,128 g	
液体ミルク						1,680 缶	1,680 缶	
哺乳瓶	780 本	10本×78カ所	本	312 本	本	本	1,092 本	
毛布	15,600 枚	200枚×78カ所	2,290 枚	59,770 枚	9,930 枚	6020 枚	93,610 枚	
紙おむつ(子供用)	9,360 枚	(50~64枚)×78カ所	枚	400 枚	枚	80 枚	9,840 枚	
紙おむつ(大人用)	2,340 枚	30枚×78カ所	枚	枚	枚	60 枚	2,400 枚	
生理用品	17,160 枚	(196枚~240枚)×78カ所	枚	480 枚	枚	360 枚	18,000 枚	
簡易トイレ	1,014 基	13基×78カ所	120 基	338 基	基	基	1,472 基	
トイレットペーパー	1,054,080 m	(96~336ロール)×78カ所	m	145,800 m	m	m	1,199,880 m	
マスク	78,000 枚	1,000枚×78カ所	枚	24,000 枚	枚	287,000 枚	389,000 枚	
飲料水	74,880 本	(960本)×78カ所	6,000 本	16,320 本	本	408 本	97,608 本	
ウェットティッシュ	93,600 枚	1,200枚×78カ所	枚	6,400 枚	枚	枚	100,000 枚	
手指消毒剤(1ℓ入)	390 本	5本×78カ所	本	本	560 本	950 本	1,900 本	
簡易テント	624 張	8張×78カ所	張	13 張	張	張	637 張	
簡易トイレ(障害者対応型)	78 基	1基×78カ所	基	基	基	2 基	80 基	
救助用具	カナテコ	78 本	1本×78カ所	本	本	本	49 本	127 本
	バチヅル	78 本	1本×78カ所	本	本	本	42 本	120 本
	クリツパ	78 本	1本×78カ所	本	本	本	42 本	120 本
	スコップ	本		本	本	本	10 本	10 本
	のこぎり	78 本	1本×78カ所	本	本	本	49 本	127 本
投光機セット	78 セット	1セット×78カ所	セット	セット	セット	セット	78 セット	
排泄物収納袋	343,200 袋	4400×78カ所	袋	袋	袋	16,800 袋	360,000 袋	
排泄物凝固剤	52,800 個	800個×66カ所	個	30,570 個	個	個	83,370 個	
ガスバーナーセット	78 セット	1セット×78カ所	セット	セット	セット	セット	78 セット	
車椅子	156 台	2台×78カ所	台	台	台	台	156 台	
識別タグ	19,500 枚	250枚×78カ所	枚	500 枚	枚	枚	20,000 枚	
ブルーシート	枚		枚	500 枚	枚	1070 枚	1,570 枚	

品目		避難所等備蓄倉庫(78カ所)		日新高校	NTT河内ビル	花園倉庫	本庁等	合計
新型コロナウイルス感染症対策物品	養生テープ	1,404 個	18個×78カ所					1,404 個
	液体石鹼	936 本	12本×78カ所					936 本
	ティッシュペーパー(12枚入)	78 袋	1袋×78カ所					78 袋
	非接触型体温計	156 個	3個×78カ所					156 個
	パルスオキシメーター	78 個	1個×78カ所				5 個	83 個
	フェイスシールド	936 セット	12セット×78カ所					936 セット
	使い捨て手袋(300枚入り)	78 箱	1箱×78カ所					78 箱
	ビニール袋(10枚入り)	390 袋	5袋×78カ所					390 袋
	雑巾(10枚入)	234 袋	3袋×78カ所					234 袋
	一般マスク	78,000 枚	20箱(1箱50枚)×78カ所				134,000 枚	212,000 枚
	ペーパータオル(200枚入)	936 パック	12パック×78カ所					936 パック
	除菌シート(大)	156 本	2本×78カ所					156 本
	除菌シート(小)	468 本	6本×78カ所					468 本
	ティッシュペーパー(200組入)	2,340 箱	30箱×78カ所					2,340 箱
	簡易テント	780 張	10張×78カ所				2,220 張	3,000 張
	簡易ベッド	936 台	12台×78カ所				2,064 台	3,000 台
ゴミ袋(45ℓ)	37,440 袋	480枚×78カ所					37,440 袋	
レジ袋	23,400 袋	300枚×78カ所					23,400 袋	
防護服		着				3,000 着	3,000 着	
シューズカバー		足				3,000 足	3,000 足	
ゴーグル		個				3,000 個	3,000 個	

資料1-19：備蓄物資の備蓄状況

備蓄物資の備蓄状況

令和7年12月末現在

品名	目標数量	令和6年度末 備蓄数量	令和7年度 購入数量	令和7年度 使用・廃棄数量	合計	達成率
アルファ化米等	166,650 食	166,650 食	30,000 食	30,000 食	166,650 食	100.0%
高齢者用お粥	8,770 食	8,370 食	1,750 食	1550 食	8,570 食	97.7%
粉ミルク	70,940 g	76,128 g	76,128 g	76,128 g	76,128 g	107.3%
哺乳瓶	1,092 本	1,092 本	292 本	292 本	1,092 本	100.0%
毛布	97,444 枚	93,610 枚	0 枚	0 枚	93,610 枚	96.1%
紙おむつ(子供用)	9,745 枚	9,840 枚	3,600 枚	3,600 枚	9,840 枚	101.0%
紙おむつ(大人用)	1,949 枚	2,400 枚	900 枚	900 枚	2,400 枚	123.1%
生理用品	9,501 枚	18,000 枚	6,000 枚	6,000 枚	18,000 枚	189.5%
簡易トイレ	975 基	1,472 基	0 基	0 基	1,472 基	151.0%
組立式トイレ	105 基	80 基	0 基	0 基	80 基	76.2%
凝固剤及び便袋	1,304,160 回分	453,370 回分	0 回分	10,000 回分	443,370 回分	34.0%
トイレットペーパー	365,415 m	1,199,880 m	0 m	0 m	1,199,880 m	328.4%
マスク	48,722 枚	388,377 枚	0 枚	0 枚	388,377 枚	797.1%

※ 大阪府域救援物資対策協議会必要品目(11品目)

資料1-20 大阪府災害用備蓄物資一覧

令和5年3月31日現在

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計					備考	
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等		
重要 物資	煮炊不要食等食糧	1,100,000 食	1,112,200 食	110,760 食	775,170 食	219,770 食	6,500 食	
	毛布	880,942 枚	880,868 枚	111,130 枚	628,218 枚	132,540 枚	8,980 枚	
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	1,050 本	1,740 本	1,110 本	0 本	
	紙おむつ	317,140 枚	322,014 枚	31,734 枚	234,344 枚	32,888 枚	23,048 枚	
	トイレトペーパー	9,910,602 m	9,916,800 m	924,000 m	7,047,200 m	1,811,200 m	134,400 m	
	生理用品	257,676 枚	309,840 枚	2,580 枚	277,260 枚	5,160 枚	24,840 枚	
	マスク	23,786 枚	1,750,000 枚	0 枚	1,750,000 枚	0 枚	0 枚	
	簡易トイレ	8,810 基	1,550 基	444 基	706 基	400 基	0 基	※不足分は協 定先から調達
	粉ミルク	1,923,979 g	1,925,280 g	メーカー側ランニングストック(森永乳業、雪印ビーンスターク、明治乳業)				
ペットボトル水	本	196,656 本	4,992 本	181,656 本	7,560 本	2,448 本		
肌着	組	49,791 組	3,671 組	26,170 組	12,500 組	7,450 組		
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚		
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個		
飲料水袋	袋	51,750 袋	0 袋	11,750 袋	40,000 袋	0 袋		
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着		
移動式仮設風呂	基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基		
パーティション	2,557 張	2,957 張	2,197 張	580 張	180 張	0 張		
簡易ベッド	2,557 台	2,857 台	2,347 台	410 台	100 台	0 台		
ブルーシート	9,400 枚	9,400 枚	6,200 枚	1,700 枚	1,500 枚	0 枚		
かにパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)					
漬物	トン	18 トン	" 大阪府漬物事業協同組合					

○ 調達対応

精米 (6社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・(株)丸三・ (株)勝山商店・津田物産(株)	倉庫保管料を負担し確保 6食分相当
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分(上記推定入院患者の3日分を除く)

資料1-21 市立東大阪医療センターの医薬品等備蓄状況

1、医薬品一覧

薬効別医薬品分類		一般名/成分名/成分量/規格	確保薬剤商品名	成分量	包装単位	令和6年4月現在 確保量(確保箱数)
輸液(ブドウ糖)	5%ブドウ糖液	ブドウ糖注5% 500mL 5%500mL1袋	ブドウ糖注5% 500mL 5%500mL1袋	20袋	40袋(2)	
		ブドウ糖注5% 250mL 5%250mL1袋	ブドウ糖注5% 250mL 5%250mL1袋	20袋	20袋(1)	
	50%ブドウ糖液	ブドウ糖注50% 100mL 50%100mL1袋	ブドウ糖注50% 100mL 50%100mL1袋	20袋	60袋(2)	
		ブドウ糖注50% 200mL 50%200mL1袋	ブドウ糖注50% 200mL 50%200mL1袋	10袋	10袋(1)	
	その他	ブドウ糖注50% シリジ「サルモ」 50%20mL1瓶	ブドウ糖注50% シリジ「サルモ」 50%20mL1瓶	10瓶	100瓶(10)	
		アミノレバニン点注静注 200mL1袋	アミノレバニン点注静注 200mL1袋	20袋	20袋(1)	
		アミノレバニン点注静注 500mL1袋	アミノレバニン点注静注 500mL1袋	20袋	20袋(1)	
		リンパクト配合液 4.15g1包	リンパクト配合液 4.15g1包	84包	336包(2)	
		エルボオハIN F1号輸液 1000mL1キット	エルボオハIN F1号輸液 1000mL1キット	10キット	20キット(2)	
		エルボオハIN F2号輸液 1000mL1キット	エルボオハIN F2号輸液 1000mL1キット	10キット	20キット(2)	
電解質液	生理食塩水	ブドウ糖注5% 500mL 500mL1袋	ブドウ糖注5% 500mL 500mL1袋	20袋	100袋(5)	
		大塚生食注 1L 1000mL1瓶	大塚生食注 1L 1000mL1瓶	10瓶	40瓶(2)	
		生理食塩液「NP」 5mL1管	生理食塩液「NP」 5mL1管	50管	50管(1)	
	生理食塩液「フソー」	生理食塩液「フソー」 500mL 500mL1瓶	生理食塩液「フソー」 500mL 500mL1瓶	20瓶	100瓶(5)	
		生理食塩液「フソー」 1L1袋	生理食塩液「フソー」 1L1袋	10袋	50袋(5)	
		大塚生食注 250mL 250mL1袋	大塚生食注 250mL 250mL1袋	20袋	80袋(2)	
	その他	大塚生食注 20mL 20mL1管	大塚生食注 20mL 20mL1管	50管	500管(10)	
		大塚生食注 50mL 50mL1袋	大塚生食注 50mL 50mL1袋	10袋	200袋(10)	
		大塚生食注2ポート100mL 100mL1キット	大塚生食注2ポート100mL 100mL1キット	10キット	400キット(40)	
		ザイメド輸液 500mL1袋	ザイメド輸液 500mL1袋	20袋	100袋(5)	
		ゾラセトD輸液 500mL1袋	ゾラセトD輸液 500mL1袋	20袋	100袋(5)	
		ゾラセト輸液 500mL1袋	ゾラセト輸液 500mL1袋	20袋	60袋(3)	
	点滴開始液	ゾルチム1輸液 200mL 200mL1袋	ゾルチム1輸液 200mL 200mL1袋	30袋	60袋(2)	
		ゾルチム1輸液 500mL 500mL1袋	ゾルチム1輸液 500mL 500mL1袋	20袋	80袋(4)	
		ゾルチム3A輸液 200mL 200mL1袋	ゾルチム3A輸液 200mL 200mL1袋	30袋	60袋(2)	
ゾルチム3A輸液 500mL 500mL1袋		ゾルチム3A輸液 500mL 500mL1袋	20袋	240袋(12)		
電解質補正液		大塚塩カル注2% 2%20mL1管	大塚塩カル注2% 2%20mL1管	10管	10管(1)	
		アスハラカウム酸50% 50mL1管	アスハラカウム酸50% 50mL1管	10管	100キット(10)	
その他		KCl注20mL5キット「フルモ」モル20mL1キット	KCl注20mL5キット「フルモ」モル20mL1キット	5キット	100キット(10)	
		メイロン静注7% 7%20mL1管	メイロン静注7% 7%20mL1管	50管	50管(1)	
酸塩基平衡改善薬		メイロン静注7% 7%250mL1袋	メイロン静注7% 7%250mL1袋	10袋	10袋(1)	
		その他	低分子デキストラン注 250mL1袋	低分子デキストラン注 250mL1袋	20袋	20袋(1)
血漿増量剤	加熱人血漿蛋白	加熱人血漿蛋白	20袋	20袋(1)		
	その他	低分子デキストラン注 250mL1袋	低分子デキストラン注 250mL1袋	20袋	20袋(1)	
抗生物質	第一セフェム	セフトリアキソン注100mg「日医工」1g1瓶	セフトリアキソン注100mg「日医工」1g1瓶	10瓶	200瓶(20)	
	ペニシリン系	セフトリアキソン注100mg「日医工」100mg1g	セフトリアキソン注100mg「日医工」100mg1g	10瓶	100瓶(10)	
解熱鎮痛剤	大人用	アセチルサリチル酸錠50mg「トワ」2.5mg1カプセル	アセチルサリチル酸錠50mg「トワ」2.5mg1カプセル	PIP 100P	200袋(2)	
		サリチル酸錠10% 100mg1g	サリチル酸錠10% 100mg1g	PIP 100P	200袋(2)	
		ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
	小児用	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
		ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
		ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
	その他	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
		ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
		ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
		ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
		ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
		ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	ピロキシカム錠50mg 500mg1瓶	PIP 100P	100瓶(10)	
	鎮痛剤	ソセコン注15mg 15mg1管	ソセコン注15mg 15mg1管	50管	50管(1)	
		レバネン注0.2mg 0.2mg1管	レバネン注0.2mg 0.2mg1管	10管	10管(1)	
	抗精神薬・抗不安薬	ハルシタジン錠	ハルシタジン錠10mg 10mg1管	10管	20管(2)	
メチルフェニラミン錠1mg 1mg1管		メチルフェニラミン錠1mg 1mg1管	PIP 100P	100袋(1)		
静脈麻酔剤	バルビタール類	イソゾール注100mg 500mg1瓶(溶解液付)	10瓶	10瓶(1)		
	ケタミン塩酸塩	ケタミン塩酸塩	10瓶	10瓶(1)		
抗痙攣剤	バロパリン類	ノーベルバル静注用250mg 250mg1瓶	6瓶	6瓶(1)		
	その他	ノーベルバル静注用250mg 250mg1瓶	6瓶	6瓶(1)		
局所麻酔剤	リドカイン	キシロカイン注100mg 1%10mL1管	10管	50管(5)		
	キシロカイン	キシロカイン注100mg 1%10mL1管	10管	20管(2)		
昇圧剤(β1-β2)	ドパミン	キシロカイン注100mg 1%10mL1管	10管	30管(3)		
	ドパミン	キシロカイン注100mg 1%10mL1管	10管	30管(3)		
昇圧剤(β1-β2)	ドパミン	ドパミン注150mg/100mL「日医工」0.3%50mL1瓶	5瓶	50瓶(10)		
	ドパミン	ドパミン注150mg/100mL「日医工」0.3%50mL1瓶	5瓶	50瓶(10)		
降圧剤	Ca拮抗	ニフェジピン錠20mg「サワイ」20mg1錠	PIP 100P	100錠(1)		
	ニフェジピン	ニフェジピン錠20mg「サワイ」20mg1錠	PIP 100P	200錠(2)		
利尿薬	ループ利尿薬	シルチアセム塩酸塩錠30mg「トワ」30mg1錠	PIP 100P	100錠(1)		
	フロセミド	フロセミド注20mg「トワ」20mg1管	50管	100管(2)		
消毒剤	ヨウ化化合物(液)	フロセミド注20mg「トワ」20mg1管	50管	500錠(1)		
	カルヘキシジン類	フロセミド注40mg「NP」40mg1錠	PIP 100P	100管(1)		
止血剤	血管強化薬	グリスセリン配合点注静注 200mL1袋	30袋	30袋(1)		
	抗ブラスミン剤	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
喘息治療薬	β2刺激薬	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
	β2刺激薬	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
去痰剤	β2刺激薬	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
	β2刺激薬	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
ステロイド	ヒドロコルチゾン	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
	プレドニゾン	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
虚血性心疾患治療薬(冠動脈拡張薬)	ニトログリセリン	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
	ニトログリセリン	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
心不全治療薬	強心薬	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
	強心薬	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
脳循環改善剤	脳代謝促進薬	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
	脳代謝促進薬	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
抗血栓剤	血栓溶解剤	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
	血栓溶解剤	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
腫瘍治療薬	インスリン	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		
	インスリン	トラスネキサムシロップ5% 5%1mL	500mL	500mL(5)		

資料1-21 市立東大阪医療センターの医薬品等備蓄状況

2、医療消耗品及び衛生材料等一覧

医療消耗品及び衛生材料分類	一般名/成分名/成分量/規格	確保商品名	包装単位	確保量(確保箱数)	
輸液輸血用	輸液セット 大人用	テルモ輸液セット T1-U751P	50 本	1000 本 ( 20 箱)	
	小児用	テルモ輸液セット TK-U751P	50 本	100 本 ( 2 箱)	
	延長チューブ	テルモ延長チューブ SF-ET1020L22	50 個	200 個 ( 4 箱)	
	三方活栓	テルモ三方活栓 TS-TR2K	50 個	150 個 ( 3 箱)	
	テルモ注射器 2.5cc		テルモシリンジ SS-02SZ	100 個	600 個 ( 6 箱)
		5.0cc	テルモシリンジ SS-05SZ	100 個	300 個 ( 3 箱)
		10cc	テルモシリンジ SS-10ESZ	100 個	700 個 ( 7 箱)
		20cc	テルモシリンジ SS-20ESZ	50 個	450 個 ( 9 箱)
	テルモ エラスター-留置針 18G		スーパーキャス 5 HP2177 20G S5×1・1/4 V(F)	50 個	50 個 ( 1 箱)
		20G	スーパーキャス 5 HP2140 22G S5×1V(F)	50 個	300 個 ( 6 箱)
		24G	スーパーキャス 5 HP2141 24G S5×3/4V(F)	50 個	200 個 ( 4 箱)
		26G		個	個 ( 箱)
	IVHカテーテルセット 16G		IVHカテーテルセット 191208TGMF 12G 長20cm トリプルルーメン フルキット	6 個	6 個 ( 1 箱)
		20G	IVHカテーテルセット 191208WGMF 12G 長20cm ダブルルーメン フルキット	6 個	6 個 ( 1 箱)
	注射針	18G	テルモ注射針 NN-1838S	100 本	1400 本 ( 14 箱)
		21G	テルモ注射針 NN-2138R	100 本	100 本 ( 1 箱)
		22G	テルモ注射針 NN-2232S	100 本	100 本 ( 1 箱)
		24G	テルモ注射針 NN-2325R	100 本	200 本 ( 2 箱)
		25G	テルモ注射針 NN-2525R	100 本	100 本 ( 1 箱)
	その他				( 箱)
気管内挿管用	挿管チューブ 12Fr	TaperGuard気管チューブ(スタイレット) 18750S	10 本	10 本 ( 1 箱)	
		TaperGuard気管チューブ(スタイレット) 18755S	10 本	10 本 ( 1 箱)	
		TaperGuard気管チューブ(スタイレット) 18760S	10 本	10 本 ( 1 箱)	
		TaperGuard気管チューブ(スタイレット) 18765S	10 本	10 本 ( 1 箱)	
		TaperGuard気管チューブ(スタイレット) 18770S	10 本	10 本 ( 1 箱)	
		TaperGuard気管チューブ(スタイレット) 18775S	10 本	10 本 ( 1 箱)	
		TaperGuard気管チューブ(スタイレット) 18780S	10 本	10 本 ( 1 箱)	
		TaperGuard気管チューブ(スタイレット) 18785S	10 本	10 本 ( 1 箱)	
		36Fr		本	本 ( 箱)
	その他				( 箱)
	創傷処置用	テルモ 滅菌手袋 大	センタッチ・プロ・ノーバ・ウダ・マイクロ SG7765N	50 個	150 個 ( 3 箱)
センタッチ・プロ・ノーバ・ウダ・マイクロ SG7770N			50 個	150 個 ( 3 箱)	
センタッチ・プロ・ノーバ・ウダ・マイクロ SG7775N			50 個	150 個 ( 3 箱)	
テルモ 円刃		スカルペル 511-A 000MD0551 No.11 S 一般用	20 個	20 個 ( 1 箱)	
テルモ 尖刃		スカルペル 515-A 000MD0553 No.15 S 一般用	20 個	20 個 ( 1 箱)	
テルモ 覆布		滅菌オリーブ SR-834 950×1200mm	50 個	50 個 ( 1 箱)	
滅菌絹糸縫合糸 3号			シルクブレード GA03SW	10 袋	10 袋 ( 1 箱)
		5号		袋	袋 ( 箱)
角針 3号			エルブ縫合針セット BKFF3D2A 3号 ハネ穴 滅菌タイプ1	10 個	10 個 ( 1 箱)
		5号	エルブ縫合針セット BKFF5D2A 5号 ハネ穴 滅菌タイプ1	10 個	10 個 ( 1 箱)
丸針 3号			エルブ縫合針セット BKN3D2A 3号 ハネ穴 滅菌タイプ1	10 個	10 個 ( 1 箱)
		5号		個	個 ( 箱)
針付き吸収糸 3-0			バイクリル J311H 22mm 片針 1/2丸針 SH-1 3-0 70cm 紫	36 袋	36 袋 ( 1 箱)
		4-0	バイクリル J304H 17mm 片針 1/2丸針 RB-1 4-0 70cm 紫	36 袋	36 袋 ( 1 箱)
		5-0		袋	袋 ( 箱)
ソフトシーネ 大			本	本 ( 箱)	
	中 (80cm)		本	本 ( 箱)	
尺角ガーゼ	尺角ガーゼ 11101	10 枚	10 枚 ( 1 箱)		
三角巾	三角巾 014-001150-00	25 枚	25 枚 ( 1 箱)		

資料1-22：給水施設の現況

令和7年3月31日現在

施設名	場所	施設能力 (m <sup>3</sup> /d)	配水池 容量 (m <sup>3</sup> )
菱屋西配水場(*)	菱屋西4-11-31	30,500	9,800
上小阪配水場(*)	新上小阪2-14	46,200	16,330
水走配水場(*)	水走1-14-61	141,810	58,400
池島配水場(*)	池島8-12-36	24,000	10,000
石切低区浄水場(*)	東石切町2-6-40	1,180	3,000
五条低区配水池(*)	五条町1-8		3,000
六万寺配水池(*)	六万寺町1-14-12		850
日下中区配水池(*)	日下町1-6-2		4,000
五条中区配水池	五条町1481-3		2,650
石切高区浄水場(*)	上石切町2-1621-2	600	1,000
上四条高区配水池	上四条町2051-1		1,500
石切特別高区第1配水池	上石切町2-1427-9		60
石切特別高区第2配水池	上石切町2-1622-3		25
善根寺高区配水池	善根寺町6-909-1		20
上石切特別高区(A)配水池	上石切町2-1508-2		35
上石切特別高区(B)配水池	上石切町2-28-17		45
上石切特別高区(C・E)配水池	上石切町2-26-3		200
山手町特別高区(A)配水池	山手町2154-4		24
山手町特別高区(B・C)配水池	山手町13-20		95

上記のうち(\*)を付した施設は、拠点給水機能を有する施設

## 資料1-23：応急給水用機器

応急給水用資機材保有数量

(令和7年10月31日現在)

名称	形状	m <sup>3</sup>	数量	保管場所
加圧式給水車	タンク車	2m <sup>3</sup> 入	1	水走
加圧式給水車	タンク車	1.7m <sup>3</sup> 入	1	本局
給水タンク	ジュラルミン	1m <sup>3</sup> 入	4	菱屋西
給水タンク	ジュラルミン	0.5m <sup>3</sup> 入	1	菱屋西
給水タンク	ポリ	0.5m <sup>3</sup> 入	2	菱屋西、上小阪
仮設水槽	ウォーターバルーン	1m <sup>3</sup> 入	6	石切低区・水走・上小阪
消火栓用仮給水栓	4栓式		65	上小阪・水走
給水用ポリタンク		20L入	4,600	上小阪・菱屋西・水走
給水用ポリタンク		10L入	4,800	上小阪・菱屋西・池島
給水用ポリタンク		7L入	10,000	上小阪・池島・菱屋西・水走
給水用ポリタンク		5L入	10,000	上小阪・池島・菱屋西
応急給水袋		6L入 (背負式)	13,400	上小阪・池島

本局＝上下水道局水道庁舎  
水走＝水走配水場

菱屋西＝菱屋西配水場  
池島＝池島配水場

上小阪＝上小阪配水場  
石切低区＝石切低区配水場

## 資料1-24：浸水想定区域内の地下街等

No.	施設名	所在地	想定浸水			
			淀川	大和川	寝屋川流域	雨水出水
1	地下鉄中央線 高井田駅	東大阪市川俣 1-1-45	-	○	○	○
2	ヴェルノール布施	東大阪市長堂 1-8-37	-	○	○	○
3	地下鉄中央線 長田駅	東大阪市長田中 2-21-2	-	-	○	○
4	布施駅北口地下駐車場	東大阪市長堂 1-4-29	-	○	○	○

資料1-25:要配慮者利用施設一覧

要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。)の範囲は、水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域内に所在する施設及び土砂災害防止法(※)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内に所在する施設とする。

(※)土砂災害防止法の正式名称:土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律

なお、要配慮者利用施設の一覧は、別冊に記す。

資料1-26:運搬車両台数(ごみ収集処理活動)

市有車両台数

(令和7年11月20日現在)

所管	機械車			ダンプ車		軽トラック	計
	4 t	3.5 t	2 t	2 t	1 t		
東部環境事業所	0	14	0	2	1	1	18
中部環境事業所	0	2	19	1	0	2	24
西部環境事業所	0	0	12	4	1	1	18
北部環境事業所	0	0	12	4	0	3	19
美化推進課	0	0	1	3	1	2	7
計	0	16	44	14	3	9	86

委託業者保有車両台数

(令和7年11月20日現在)

業者名	車種	機械車 2 t	トラック車	ダンプ車	コンテナ車	計
東大阪清掃事業協同組合		28	0	0	0	28
東大阪市東地区環境事業協同組合		18	0	0	0	18
東大阪環境事業協同組合		9	0	0	0	9
東大阪廃棄物事業協同組合		14	0	0	0	14
計		69	0	0	0	69

許可業者保有車両台数

(令和7年11月20日現在)

業者名	車種	塵芥車	トラック車	ダンプ車	コンテナ車	キャブオーバー	計
(株)布施清掃		4	0	1	0	1	6
(株)キズナックスエコロジー東大阪		6	0	1	2	0	9
関西興業(株)		7	0	1	2	1	11
(株)中塚産業		7	0	1	0	0	8
(株)広田清掃		10	0	1	0	1	12
(株)枚岡環境		6	0	1	1	0	8

業者名 \ 車種	塵芥車	トラック車	ダンプ車	コンテナ車	キャブオーバー	計
(株) 石川環境開発	4	0	0	1	1	6
(有) 今里開発	5	0	0	3	2	10
(有) 高間興業	3	0	2	0	1	6
(株) 尾立衛生	3	0	1	0	1	5
(株) 布施興業	6	0	1	2	0	9
(株) 宝	7	0	2	0	1	10
(株) 丸石興業	3	0	1	0	0	4
(株) 西興業	2	0	0	0	0	2
(株) 寿興業	5	0	1	1	1	8
(株) 石川興業	1	0	0	0	0	1
(株) 阪本清掃	8	0	0	1	2	11
(株) 西田清掃興業	2	0	0	0	0	2
大東衛生 (株)	4	0	0	3	1	8
(有) 中谷商事	8	0	1	0	0	9
東大阪流通興産 (株)	1	0	1	1	2	5
(株) シノハラ環境	3	0	2	2	0	7
(株) 古澤	5	0	0	0	0	5
(株) 大登衛生	2	0	1	0	2	5
大都クリーン (株)	3	0	0	0	0	3
計	115	0	19	19	17	170

資料1-27 東大阪市病院一覧表

令和6年10月1日現在

病院名	所在地	電話番号	標榜科目	病床数	大和川	寝屋川流域
医療法人清和会 ながはら病院	長田西4丁目3番13号	06-6744-0111	内科 循環器科 消化器科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科	一般48床 療養96床		○
医療法人社団丸山会 八戸の里病院	下小阪3丁目16番14号	06-6722-7676	内科 循環器内科 リウマチ科 外科 整形外科 脳神経外科 心 臓血管外科 リハビリテーション 科	一般95床	○	○
医療法人宝持会 池田病院	宝持1丁目9番28号	06-6721-0151	内科 循環器科 消化器科 外科 整形外科 眼科 皮膚泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科	一般139床 療養60床		
医療法人竹村医学研究会 (財団)小阪産病院	菱屋西3丁目6番8号	06-6722-4771	産科 婦人科 麻酔科 小児科	一般61床		
社会福祉法人天心会 小阪病院	永和2丁目7番30号	06-6722-5151	内科 精神科 神経科	精神537床	○	
阪本病院	西上小阪7番17号	06-6721-0344	内科 精神科 神経科 心療内科	精神312床		
医療法人康生会 弥刀中央病院	友井3丁目2番13号	06-6721-2721	内科 循環器科 消化器科 リハ ビリテーション科 放射線科	療養107床	○	
医療福祉生活協同組合お おさか 東大阪生協病院	長瀬町1丁目7番7号	06-6727-3131	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 小児科 神経内科 外科 整形外科 リハビリテー ション科 放射線科 肛門外科 眼科	一般99床	○	
医療法人仁風会 牧野病院	太平寺1丁目9番26号	06-6728-6001	内科 胃腸科 外科 整形外科 皮膚科 リハビリテーション科 放射線科	一般120床 療養60床	○	
医療法人孟仁会 東大阪山路病院	稲葉1丁目7番5号	072-961-3700	内科 循環器科 外科 整形外科 脳神経外科 耳鼻いんこう科 リ ハビリテーション科 放射線科 皮膚泌尿器科 精神科	一般181床 療養33床		
医療法人寿山会 喜馬病院	岩田町4丁目2番8号	072-961-6888	内科 消化器科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 肛門科 リ ハビリテーション科 放射線科 麻酔科	一般43床 療養80床		
地方独立行政法人 市立東大阪医療センター	西岩田3丁目4番5号	06-6781-5101	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 小児科 精神科 脳 神経内科 外科 呼吸器外科 消 化器外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭 頸部外科 皮膚科 泌尿器科 リ ハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科 歯科口腔外科 病 理診断科 緩和ケア内科 臨床検 査科 心臓血管外科 救急科 腎 臓内科 内分泌・代謝内科 血液 内科	一般520床		○

病院名	所在地	電話番号	標榜科目	病床数	大和川	寝屋川流域
大阪府立中河内救命救急センター	西岩田3丁目4番13号	06-6785-6166	内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 救急科	一般30床		○
医療法人河内友紘会 河内総合病院	横枕1番31号	072-965-0731	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 救急科 歯科 小児歯科 歯科口腔外科	一般350床		○
医療法人徳洲会 東大阪徳洲会病院	菱江3丁目6番11号	072-965-0021	内科 消化器科 リハビリテーション科	一般50床 療養50床		○
医療法人藤井会 石切生喜病院	弥生町18番28号	072-988-3121	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 血液内科 脳神経内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 乳腺外科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 腎臓内科 糖尿病・代謝内科 肝臓・胆のう・膵臓外科 呼吸器腫瘍内科 救急科	一般331床		
医療法人藤井会 藤井会リハビリテーション病院	弥生町17番6号	072-983-7811	内科 リハビリテーション科	療養108床		
医療法人藤井会 枚岡病院	出雲井本町3番25号	072-982-1125	内科 循環器内科 消化器内科 外科 整形外科 眼科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科	一般98床 療養101床		
医療法人恵生会 恵生会病院	鷹殿町20番29号	072-982-5101	内科 循環器内科 消化器内科 小児科 外科 整形外科 消化器外科 肛門外科 産婦人科 眼科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 糖尿病・内分泌・代謝内科 麻酔科 リウマチ内科 呼吸器外科	一般96床 療養88床		
医療法人渡辺会 渡辺病院	四条町5番2号	072-982-2012	内科 外科 整形外科 リハビリテーション科 放射線科 小児科	療養75床		
社会医療法人若弘会 若草第一病院	若草町1番6号	072-988-1409	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 救急科 病理診断科 血液内科	一般230床	○	

資料1-28：炊き出し施設

(令和6年10月末現在)

施設名	所在地	電話
学校給食センター	弥生町17-4	072-982-9911
玉串共同調理場	玉串町西2-4-34	072-968-2722
楠根東共同調理場	七軒家17-39	06-6748-5630
単独調理校 (23校)		

資料1-29：ごみ処理施設

(令和5年12月末現在)

名称	所在地	処理能力
東大阪都市清掃施設組合 焼却施設	東大阪市水走4-6-25	1,000 t/日

資料1-30：市立火葬場

(令和6年3月末現在)

名称	所在地
長瀬斎場	東大阪市長瀬町二丁目6番3号
小阪斎場	東大阪市宝持四丁目11番2号
楠根斎場	東大阪市長田西一丁目2番18号
岩田斎場	東大阪市岩田町五丁目14番1号
額田斎場	東大阪市南荘町7番26号
荒本斎場	東大阪市菱屋東三丁目5番17号

資料1-31：各指定水防管理団体水防施設資機材要員総括表

(令和5年3月末現在)

施設資機材		水防管理団体の名称		単 位	淀川左岸	淀川右岸	恩 智 川
水防施設	倉 庫			棟	77	87	7
	屯 所			棟	6	3	2
	ト ラ ッ ク			台	0	1	4
	一 輪 車			台	197	488	30
	船			隻	17	20	2
	照 明 器			灯	68	279	53
	固 定 無 線 機			局	1	3	1
	移 動 無 線 機			局	75	69	56
	ラ ジ オ			台	11	36	1
	テ レ ビ			台	2	2	4
	テ ン ト			張	0	20	11
水防資材	吠 土 の う 袋			袋	383,847	196,880	32,125
	莖			枚	0	0	0
	シ ー ト			枚	110	688	563
	繩			Kg	0	0	291
	ロ ー プ ( 細 )			卷	0	793	0
	ロ ー プ ( 太 )			卷	0	156	12
	杭	2 m 未 満		本	7,512	0	303
		2 m 以 上		本	18,217	60,866	6,250
	丸太	2 m 未 満		本	0	0	0
		2 m 以 上		本	0	0	39
	板 材			枚	0	0	385
	鉄 線			Kg	0	11,540	460
簡 易 鋼 矢 板			枚	0	0	400	
水防器材	掛 矢			丁	2,000	1,992	127
	ス コ ッ プ			丁	2,913	2,643	241
	タ コ			丁	848	895	55
	ツ ル ハ シ			丁	1,066	377	42
	鋸 ( ノ コ ギ リ )			丁	354	689	17
	斧 ( オ ノ )			丁	417	527	10
	鎌 ( カ マ )			丁	515	1,374	100
	皿 籠			丁	0	0	60
	ペ ン チ			丁	190	379	69

	ハ ン マ ー	丁	651	288	25
	排 水 ポ ン プ	台	0	0	22
水 防 要 員	一 般 府 民	人	2,336	2,191	2
	消 防 職 員	人	0	0	0
	消 防 団 員	人	76	0	792
	計	人	2,412	2,191	794

「令和5年度 大阪府水防計画（資料編）より」

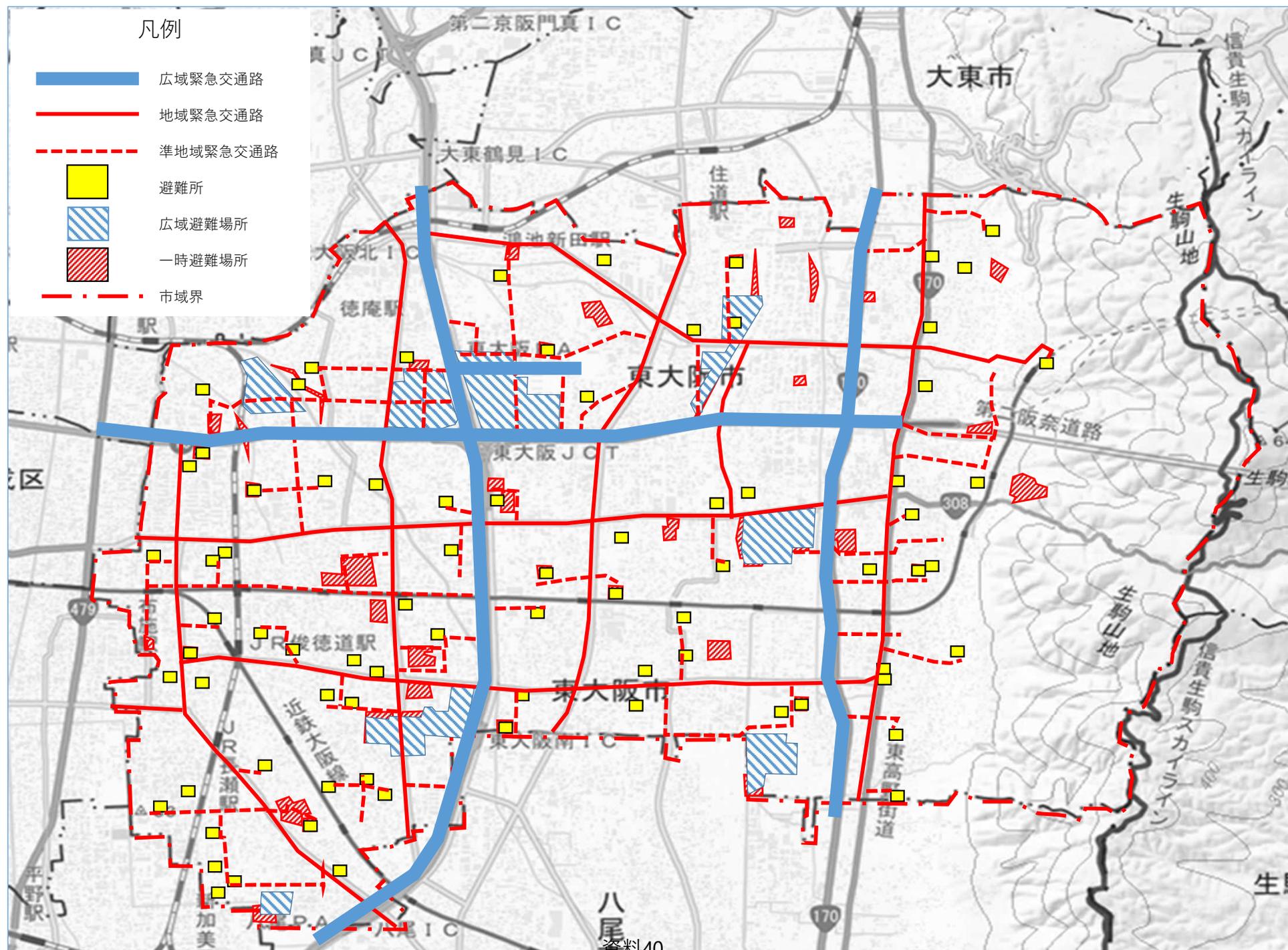
令和7年10月16日現在

資機材名	消防局		危機管理室		合計	
	配備総数	うち 大阪府貸与分	配備総数	うち 大阪府貸与分	配備総数	うち 大阪府貸与分
<b>1 個人線量計</b>						
中性子用ポケット線量計	17	17			17	17
γ線用ポケット線量計	76	76	7	7	83	83
<b>2 防護器具</b>						
放射線防護服	17	17			17	17
放射能防護服	420	420	80	80	500	500
オーバーシューズ	420	420	80	80	500	500
グローブ・綿	420	420	80	80	500	500
グローブ・ゴム	420	420	80	80	500	500
セルボンテープ	155	155	10	10	165	165
防護マスク（全面）	50	50			50	50
防護マスク（半面）	150	150			150	150
防じんマスク			60	60	60	60
防護マスクフィルター2ヶ入	400	400			400	400
空気呼吸器	17	17			17	17
空気呼吸器ボンベ（29.4MPa）	26	26			26	26
空気呼吸器面体	17	17			17	17
<b>3 放射線測定器</b>						
β線GMサーベイメータ	2	2	1	1	3	3
γシンチレーション	1	1	2	2	3	3
中性子	1	1	1	1	2	2
電離箱式サーベイメーター	1	1			1	1
<b>4 通信機器</b>						
<b>5 車両</b>						
広報車			2		2	
資機材搬送車	1				1	
弱者搬送車	0					
<b>6 戸棚、ロッカー等</b>						
プレハブ収納庫（3.3㎡）	4				4	
ロッカー（4.5㎡）	1				1	
<b>7 情報収集処理機器</b>						
プロジェクター			1	1	1	1
プロジェクター用スクリーン			1	1	1	1
デジタルカメラ	0	0	1	1	1	1
ビデオカメラ			1	1	1	1
<b>8 防災活動支援施設等</b>						
汚水回収用バック（500ℓ）	4	4			4	4
除染シャワー	1	1			1	1
可搬型風速風向計	0	0				
<b>9 自治体（現地）本部用資機材</b>						
緊急搬送処置目隠しテント	2				2	
合計	2,623	2,615	407	405	3,030	3,020

資料1-33：重要給水施設一覧

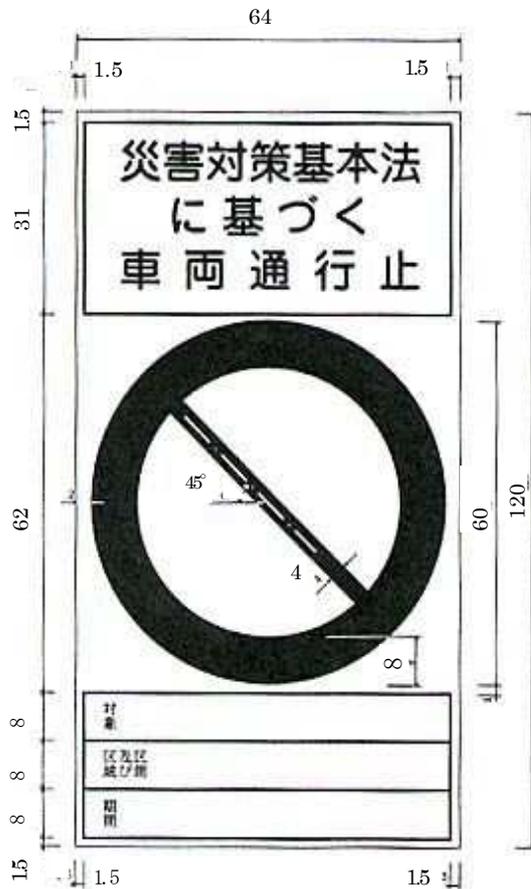
番号	種別			施設名称	番号	種別			施設名称
	大別	細別	種別内番号			大別	細別	種別内番号	
1	防災拠点	災害対策本部	1	東大阪市総合庁舎	54	避難所	避難所(1次)	26	盾津東中学校
2	防災拠点	受援地(自衛隊)	2	花園中央公園	55	避難所	避難所(1次)	27	英田北小学校
3	防災拠点	受援地(自衛隊)	3	東大阪市経街緑地公園(吉原北公園)	56	避難所	避難所(1次)	28	英田中学校
4	防災拠点	警察・消防	4	枚岡警察署	57	避難所	避難所(1次)	29	英田南小学校
5	防災拠点	警察・消防	5	河内警察署	58	避難所	避難所(1次)	30	玉川小学校
6	防災拠点	警察・消防	6	布施警察署	59	避難所	避難所(1次)	31	岩田西小学校
7	防災拠点	警察・消防	7	東消防署	60	避難所	避難所(1次)	32	玉川中学校
8	防災拠点	警察・消防	8	消防局・中消防署	61	避難所	避難所(1次)	33	玉美小学校
9	防災拠点	警察・消防	9	西消防署	62	避難所	避難所(1次)	34	若江小学校
10	防災拠点	ライフライン	10	大阪ガス(株)北東部導管部	63	避難所	避難所(1次)	35	若江中学校
11	防災拠点	ライフライン	11	水道庁舎	64	避難所	避難所(1次)	36	花園北小学校
12	防災拠点	ライフライン	12	大阪広域水道(企)東部水道事業所	65	避難所	避難所(1次)	37	花園小学校
13	防災拠点	食料物資集積所	13	総合体育館	66	避難所	避難所(1次)	38	玉串小学校
14	医療機関	災害拠点病院	1	大阪府立中河内救命救急センター	67	避難所	避難所(1次)	39	花園中学校
15	医療機関	災害拠点病院	2	市立東大阪医療センター	68	避難所	避難所(1次)	40	森河内小学校
16	医療機関	救急告示病院	3	池田病院	69	避難所	避難所(1次)	41	楠根小学校
17	医療機関	救急告示病院	4	小阪病院	70	避難所	避難所(1次)	42	楠根東小学校
18	医療機関	救急告示病院	5	喜馬病院	71	避難所	避難所(1次)	43	藤戸小学校
19	医療機関	救急告示病院	6	河内総合病院	72	避難所	避難所(1次)	44	西堤小学校
20	医療機関	救急告示病院	7	石切生喜病院	73	避難所	避難所(1次)	45	楠根中学校
21	医療機関	救急告示病院	8	厚生会病院	74	避難所	避難所(1次)	46	意岐部小学校
22	医療機関	救急告示病院	9	若草第一病院	75	避難所	避難所(1次)	47	意岐部東小学校
23	医療機関	救急告示病院	10	阪本病院	76	避難所	避難所(1次)	48	高井田東小学校
24	医療機関	救急告示病院	11	東大阪山路病院	77	避難所	避難所(1次)	49	新喜多中学校
25	医療機関	救急告示病院	12	八戸の里病院	78	避難所	避難所(1次)	50	高井田西小学校
26	医療機関	透析病院	13	ながはら病院	79	避難所	避難所(1次)	51	高井田中学校
27	医療機関	透析病院	14	東大阪徳洲会病院	80	避難所	避難所(1次)	52	長堂小学校
28	医療機関	透析病院	15	枚岡病院	81	避難所	避難所(1次)	53	長栄中学校
29	避難所	避難所(1次)	1	孔舎衛小学校	82	避難所	避難所(1次)	54	布施小学校
30	避難所	避難所(1次)	2	孔舎衛東小学校	83	避難所	避難所(1次)	55	荒川小学校
31	避難所	避難所(1次)	3	孔舎衛中学校	84	避難所	避難所(1次)	56	布施中学校
32	避難所	避難所(1次)	4	石切小学校	85	避難所	避難所(1次)	57	布施中学校 夜間学級
33	避難所	避難所(1次)	5	石切中学校	86	避難所	避難所(1次)	58	桜橋小学校
34	避難所	避難所(1次)	6	石切東小学校	87	避難所	避難所(1次)	59	八戸の里小学校
35	避難所	避難所(1次)	7	枚岡西小学校	88	避難所	避難所(1次)	60	八戸の里東小学校
36	避難所	避難所(1次)	8	枚岡中学校	89	避難所	避難所(1次)	61	意岐部中学校
37	避難所	避難所(1次)	9	枚岡東小学校	90	避難所	避難所(1次)	62	小阪小学校
38	避難所	避難所(1次)	10	縄手北小学校	91	避難所	避難所(1次)	63	小阪中学校
39	避難所	避難所(1次)	11	縄手東小学校	92	避難所	避難所(1次)	64	上小阪小学校
40	避難所	避難所(1次)	12	縄手北中学校	93	避難所	避難所(1次)	65	上小阪中学校
41	避難所	避難所(1次)	13	上四条小学校	94	避難所	避難所(1次)	66	弥刀東小学校
42	避難所	避難所(1次)	14	縄手小学校	95	避難所	避難所(1次)	67	弥刀中学校
43	避難所	避難所(1次)	15	縄手中中学校	96	避難所	避難所(1次)	68	弥刀小学校
44	避難所	避難所(1次)	16	くすは縄手南校前期課程(六万寺校舎)	97	避難所	避難所(1次)	69	長瀬北小学校
45	避難所	避難所(1次)	17	くすは縄手南校後期課程(横小路校舎)	98	避難所	避難所(1次)	70	柏田小学校
46	避難所	避難所(1次)	18	池島学園前期課程(小学部)	99	避難所	避難所(1次)	71	柏田中学校
47	避難所	避難所(1次)	19	池島学園後期課程(中学部)	100	避難所	避難所(1次)	72	長瀬西小学校
48	避難所	避難所(1次)	20	成和小学校	101	避難所	避難所(1次)	73	長瀬東小学校
49	避難所	避難所(1次)	21	鴻池東小学校	102	避難所	避難所(1次)	74	金岡中学校
50	避難所	避難所(1次)	22	弥栄小学校	103	避難所	避難所(1次)	75	長瀬南小学校
51	避難所	避難所(1次)	23	盾津中学校	104	避難所	避難所(1次)	76	大連小学校
52	避難所	避難所(1次)	24	加納小学校	105	避難所	避難所(1次)	77	長瀬中学校
53	避難所	避難所(1次)	25	北宮小学校	106	避難所	避難所(1次)	78	教育センター

資料2-1：地域緊急交通路



## 資料 2-2 災害対策基本法に基づく交通標識

災害対策基本法に基づく交通標識



### 備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料2-3：緊急通行車両確認証明書及び標章

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 氏名	( ) 局 番
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



- 備考1) 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)」番号、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3) 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### 資料3-1：河川改修状況

#### 一級河川

(令和5年12月末現在)

管理区分	河川名	区 域		流域面積 km <sup>2</sup>	延長 m	改修状況
		自	至			
大阪府	第二寝屋川	恩智川からの分派点	寝屋川への合流点	134.64	11,630	改修済
"	恩智川	柏原市大泉3丁目4番の1地先 府道橋梁下流端	"	52.03	15,441	改修中
"	日下川	布市町3丁目5番の50地先の国道 橋梁下流端	恩智川への合流点	2.54	359	一部未改修
"	音川	上石切町1丁目3番の41地先の 近畿日本鉄道鉄橋下流端	"	2.81	2,158	一部未改修
"	御神田川	神田町1番の1地先の府道橋梁 下流端	長門川への合流点	2.53	638	一部未改修
"	箕後川	横小路町6丁目1450番地先の国道 橋梁下流端	恩智川への合流点	2.06	1,165	一部未改修
東大阪市	新川	弥生町8番の38地先の上流端 を示す標柱	"	2.87	861	一部未改修
"	長門川	下六万寺町2丁目1番の2地先 府道橋梁下流端	"	2.86	1,521	改修済
"	大川	善根寺町6丁目5番の24地先	"	1.99	1,653	改修中

#### 準用河川

(令和5年12月末現在)

管理区分	河川名	区 域		流域面積 km <sup>2</sup>	延長 m	改修状況
		自	至			
東大阪市	戸堀川	新池島町1丁目1番の5地先	恩智川への流入点	0.50	650	改修済
"	門樋川	池島町1丁目5番の6地先	長門川への流入点	0.20	1,000	未改修

#### 普通河川

(令和5年12月末現在)

管理区分	河川名	区 域		流域面積 km <sup>2</sup>	延長 m	改修状況
		自	至			
東大阪市	十三川	善根寺3丁目1番の41地先の国道 下流端	大川への合流点	1.01	710	改修済
"	才賀志川	日下町5丁目1番の35地先の国道 下流端	十三川への合流点	0.33	740	改修済
"	豊浦川	豊浦町17番の23地先の近鉄橋梁下 流	恩智川への合流点	2.34	1,800	未改修
"	名黒川	旭町8番の7地先	"	1.15	726	改修済
"	箕後川	横小路町5丁目9番の9地先の国道 上流端	(一級河川) 箕後川への合流点	1.82	313	改修済
"	乾田川	池島町8丁目6番の32地先	長門川への合流点	0.06	450	改修済
"	大門川	六万寺町1丁目11番の19地先	六万寺町2丁目5番 の14地先	0.94	220	改修済
"	一生川	善根寺町4丁目8番の16地先	善根寺町4丁目 9番の23地先	0.26	170	改修済

資料3-2：主要ため池一覧表

(令和7年6月末現在)

No.	池名	面積 ha	貯水量 m <sup>3</sup>	所在地	標高m
1	横小路皿池	0.26	6,800	横小路1丁目1567	35
2	横小路桜池	0.10	800	横小路1丁目1669	72
3	横小路新池	0.46	8,100	横小路1丁目1693	70
4	横小路今池	0.49	9,700	横小路2丁目1191	28
5	下岡池	0.44	12,000	六万寺町1丁目 1608	95
6	六万寺半堂池	0.47	18,000	六万寺町2丁目366-1	29
7	河内山池	0.02	18,000	客坊町1038	96
8	河内中池	0.31	4,000	客坊町1245	40
9	額田山池	0.10	5,400	山手町 2120	120
10	日下新池	1.01	28,800	日下町1丁目 1669	84
11	魚ヶ谷池	0.23	10,000	善根寺町6丁目 1050	230

No.1～11 区分はすべて「財産区」

資料3-3：急傾斜地崩壊危険箇所と地域等

急傾斜地崩壊危険区域

(令和5年12月末現在)

区域の名称	所在地	指定年月日
水蓮谷(3)急傾斜地崩壊危険区域	山手町	H16.3.19
車谷(2)急傾斜地崩壊危険区域	善根寺町六丁目	H16.12.17
善根寺町六丁目(4)急傾斜地崩壊危険区域	善根寺町六丁目	H23.8.17

急傾斜地危険箇所と地域 大阪府(八尾土木事務所)〔東大阪市〕斜面区分：自然斜面

	箇所番号	箇所名	大字	小字	人家戸数	地域
I	11227001	善根寺町六丁目(1)	善根寺町	六丁目	26	善根寺町自治会
I	11227002	車谷(1)	善根寺町	六丁目	14	善根寺町自治会
I	11227003	車谷(2)	善根寺町	六丁目	18	善根寺町自治会
I	11227004	池之端	池之端町		18	日下自治会
I	11227005	日下	日下町	八丁目	26	日下自治会
I	11227006	日下(2)	日下町	八丁目	20	日下自治会
I	11227007	日下町八丁目(1)	日下町	八丁目	18	日下自治会
I	11227008	日下(3)	日下町	八丁目	14	日下自治会
I	11227009	日下(4)	日下町	一丁目	5	日下自治会
I	11227010	東石切町六丁目(1)	東石切町	六丁目	5	東石切町6丁目自治会
I	11227011	宮川谷(1)	上石切町	二丁目	20	上石切町2丁目自治会
I	11227012	音川谷(1)	上石切町	二丁目	6	上石切町2丁目自治会
I	11227013	音川谷(2)	上石切町	二丁目	20	上石切町2丁目自治会
I	11227014	音川谷(3)	上石切町	二丁目	16	上石切町2丁目自治会
I	11227015	引谷(1)	上石切町	二丁目	6	上石切町2丁目自治会
I	11227016	上石切町二丁目(19)	上石切町	二丁目	6	上石切町2丁目自治会
I	11227017	東石切町	東石切町	二丁目	9	東石切町2丁目自治会
I	11227018	上石切町二丁目(1)	上石切町	二丁目		上石切町2丁目自治会
I	11227019	上石切町二丁目(2)	上石切町	二丁目		上石切町2丁目自治会
I	11227020	上石切町二丁目(3)	上石切町	二丁目		上石切町2丁目自治会
I	11227021	水蓮谷(1)	山手町		5	額田第1区自治会
I	11227022	水蓮谷(2)	山手町		7	額田第1区自治会
I	11227023	水蓮谷(3)	山手町		15	額田第1区自治会
I	11227024	東豊浦(1)	東豊浦町		10	東豊浦町自治会
I	11227025	東豊浦(2)	東豊浦町		43	東豊浦町自治会
I	11227026	東豊浦(3)	東豊浦町		5	東豊浦町自治会
I	11227027	六万寺町一丁目(1)	六万寺町	一丁目	5	桜井自治会
I	11227028	横小路町一丁目(1)	横小路町	一丁目	13	横小路町自治会
I	12227001	五条	五条町		28	五条自治会

	箇所番号	箇所名	大字	小字	人家 戸数	地域
II	21227001	善根寺町六丁目(2)	善根寺町	六丁目	2	善根寺町自治会
II	21227002	善根寺町六丁目(3)	善根寺町	六丁目	2	善根寺町自治会
II	21227003	日下町二丁目(1)	日下町	二丁目	1	石切山麓自治会
II	21227004	日下町八丁目(2)	日下町	八丁目	4	日下自治会
II	21227005	日下町八丁目(3)	日下町	八丁目	1	日下自治会
II	21227006	日下町一丁目(1)	日下町	一丁目	2	日下自治会
II	21227007	日下町一丁目(2)	日下町	一丁目	4	日下自治会
II	21227008	上石切町二丁目(9)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227009	上石切町二丁目(7)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227010	上石切町二丁目(8)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227011	上石切町二丁目(6)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227012	東石切町四丁目(2)	東石切町	四丁目	4	東石切町4丁目自治会
II	21227013	上石切町二丁目(10)	上石切町	二丁目	3	上石切町2丁目自治会
II	21227014	上石切町二丁目(11)	上石切町	二丁目	2	上石切町2丁目自治会
II	21227015	上石切町二丁目(12)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227016	上石切町二丁目(24)	上石切町	二丁目	2	上石切町2丁目自治会
II	21227017	上石切町二丁目(14)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227018	上石切町二丁目(21)	上石切町	二丁目	3	上石切町2丁目自治会
II	21227019	上石切町二丁目(13)	上石切町	二丁目	3	上石切町2丁目自治会
II	21227020	上石切町二丁目(20)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227021	上石切町二丁目(15)	上石切町	二丁目	2	上石切町2丁目自治会
II	21227022	上石切町二丁目(16)	上石切町	二丁目	2	上石切町2丁目自治会
II	21227023	上石切町二丁目(17)	上石切町	二丁目	2	上石切町2丁目自治会
II	21227024	上石切町二丁目(18)	上石切町	二丁目	4	上石切町2丁目自治会
II	21227025	上石切町二丁目(4)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227026	上石切町二丁目(5)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227027	上石切町二丁目(22)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227028	上石切町二丁目(23)	上石切町	二丁目	1	上石切町2丁目自治会
II	21227029	山手町(1)	山手町		1	額田山荘自治会
II	21227030	山手町(2)	山手町		1	額田山荘自治会
II	21227031	山手町(3)	山手町		1	額田山荘自治会
II	21227032	東豊浦(4)	東豊浦町		3	東豊浦町自治会
II	21227033	東豊浦(6)	東豊浦町		1	東豊浦町自治会
II	21227034	東豊浦(7)	東豊浦町		2	東豊浦町自治会
II	21227035	東豊浦(8)	東豊浦町		1	東豊浦町自治会
II	21227036	東豊浦(9)	東豊浦町		1	東豊浦町自治会
II	21227037	東豊浦(10)	東豊浦町		1	東豊浦町自治会

Ⅱ	21227038	東豊浦(11)	東豊浦町		2	東豊浦町自治会
Ⅱ	21227039	東豊浦(12)	東豊浦町		2	東豊浦町自治会
Ⅱ	21227040	上四条町(1)	上四条町		1	上四条町自治会
Ⅱ	21227041	上四条町(2)	上四条町		1	上四条町自治会
Ⅱ	21227042	上四条町(3)	上四条町		1	上四条町自治会
Ⅱ	21227043	上四条町(4)	上四条町		1	上四条町自治会
Ⅱ	21227044	上六万寺町一丁目(1)	六万寺町	一丁目	1	上六万寺自治会
Ⅱ	22227001	善根寺町六丁目(4)	善根寺町	六丁目	4	善根寺町自治会
Ⅲ	31227001	善根寺町一丁目(1)	善根寺町	一丁目		
Ⅲ	31227002	日下町八丁目(4)	日下町	八丁目		
Ⅲ	31227003	上石切町二丁目(25)	上石切町	二丁目		
Ⅲ	31227004	上石切町二丁目(26)	上石切町	二丁目		
Ⅲ	31227005	出雲井町	出雲井町			
Ⅲ	31127006	客坊町	客坊町			
Ⅲ	31227007	六万寺町一丁目(2)	六万寺町	一丁目		
Ⅲ	31227008	横小路町一丁目(2)	横小路町	一丁目		

### 資料3-4：建築基準法に基づく災害危険区域

(令和5年12月末現在)

区域の名称	所在地	種別	指定年月日
山手	山手町	2種	昭和59年3月28日
水蓮谷(3)	山手町	1種	平成16年3月19日
車谷(2)	善根寺町六丁目	1種	平成16年12月17日
善根寺町	善根寺町六丁目	1種	平成23年8月17日

資料3-5：土石流危険溪流一覽表

(令和5年12月末現在)

	溪流 番号	水溪 名	河川名	溪流名	所在地		溪流 番号	水溪 名	河川名	溪流名	所在地
I	13-1	淀川	恩智川	大川・本川	善根寺町	I	13-20	淀川	恩智川	暗 溪	東豊浦町
I	13- 2	淀川	恩智川	大川第一支溪	善根寺町	I	13-21	淀川	恩智川	暗 溪 支 流	出雲井町
I	13- 3	淀川	恩智川	大川第二支溪	善根寺町	I	13-22	淀川	恩智川	暗 溪 支 流	出雲井町
I	13- 4	淀川	恩智川	大川第三支溪	善根寺町	I	13-23	淀川	恩智川	暗溪第一支流	出雲井町
I	13- 5	淀川	恩智川	十 三 川	池之端町	I	13-24	淀川	恩智川	八 幡 谷	五 条 町
I	13- 6	淀川	恩智川	日下川	日下町	I	13-25	淀川	恩智川	客坊第一支溪	客 坊 町
I	13- 7	淀川	恩智川	弥平田川	日下町	I	13-26	淀川	恩智川	客 坊 谷	客 坊 町
I	13- 8	淀川	恩智川	日下川第一溪流	日下町	I	13-27	淀川	恩智川	客 坊 谷	客 坊 町
I	13- 9	淀川	恩智川	日下南谷第二支 溪	日下町	I	13-28	淀川	恩智川	鳴川第一支溪	上四条町
I	13-10	淀川	恩智川	日下南谷	日下町	I	13-29	淀川	恩智川	鳴 川	上四条町
I	13-11	淀川	恩智川	桂川	東石切町	I	13-30	淀川	恩智川	鳴 川	上四条町
I	13-12	淀川	恩智川	桂川第一支溪	東石切町	I	13-31	淀川	恩智川	大 幅 川	上六万寺 町
I	13-13	淀川	恩智川	宮川第一支溪	上石切町	I	13-32	淀川	恩智川	大 幅 川	六万寺町
I	13-14	淀川	恩智川	宮川第一支溪、 第二支溪	上石切町	I	13-33	淀川	恩智川	大門川第一支溪	六万寺町
I	13-15	淀川	恩智川	引谷	上石切町	I	13-34	淀川	恩智川	大門川第二支溪	六万寺町
I	13-16	淀川	恩智川	鬼虎川	山手町	I	13-35	淀川	恩智川	築 田 川	横小路町
I	13-17	淀川	恩智川	額田谷	山手町	I	13-36	淀川	恩智川	箕 後 川	横小路町
I	13-18	淀川	恩智川	長尾溪	山手町	I	13-37	淀川	恩智川	箕 後 川	横小路町
I	13-19	淀川	恩智川	暗溪	東豊浦町	II	13-38	淀川	恩智川	箕後川第一支溪	横小路町

## 資料3 - 6

## 山腹崩壊危険地区一覧表

(令和7年3月末現在)

危険地区番号		位置	
市町村	地区	市町村	大字
227-	1	東大阪市	善根寺町、池之端町
227-	2	東大阪市	日下町
227-	3	東大阪市	上石切町
227-	4	東大阪市	五条町、客坊町、出雲井町
227-	5	東大阪市	六万寺町(1)
227-	6	東大阪市	横小路町(1)
227-	7	東大阪市	上四条町(1)
227-	8	東大阪市	上四条町(2)
227-	9	東大阪市	六万寺町(2)
227-	10	東大阪市	横小路町(2)
227-	11	東大阪市	六万寺町(3)

## 資料3 - 7

## 崩壊土砂流出危険地区一覧表

(令和7年3月末現在)

危険地区番号		位置	
市町村	地区	市町村	大字
227-	1	東大阪市	日下(1)
227-	2	東大阪市	日下(2)
227-	3	東大阪市	日下(3)
227-	4	東大阪市	上石切(1)
227-	5	東大阪市	上石切(2)
227-	6	東大阪市	上石切(3)
227-	7	東大阪市	上石切(4)
227-	8	東大阪市	山手
227-	9	東大阪市	東豊浦
227-	10	東大阪市	客坊
227-	11	東大阪市	上四条(1)
227-	12	東大阪市	上四条(2)
227-	13	東大阪市	六万寺(1)
227-	14	東大阪市	六万寺(2)
227-	15	東大阪市	横小路

資料3-8：土砂災害警戒区域等

告示日：令和6年11月5日

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			急傾斜				
番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
84	東大阪市 日下町八丁目	日下町八丁目（4）	K22700030	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
85	東大阪市 東豊浦町	東豊浦町（3）	K22700120	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
86	東大阪市 東豊浦町	東豊浦町（4）	K22700130	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
87	東大阪市 東豊浦町	東豊浦町（6）	K22700150	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
88	東大阪市 客坊町	客坊町（1）	K22700200	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
89	東大阪市 客坊町	客坊町（2）	K22700201	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
90	東大阪市 六万寺町一丁目	六万寺町一丁目（2）	K22700210	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
191	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目（2 5）	K22700050	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2508号	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2509号
3435	東大阪市 善根寺六丁目	善根寺六丁目	K22700010	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3436	東大阪市 善根寺六丁目	善根寺六丁目（1）	K22700240	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3437	東大阪市 善根寺六丁目	善根寺六丁目（2）- 1	K22700261	令和3年 7月1日	大阪府告示 第982号	令和3年 7月1日	大阪府告示 第984号
3438	東大阪市 善根寺六丁目	善根寺六丁目（2）- 2	K22700262	令和3年 7月1日	大阪府告示 第982号	令和3年 7月1日	大阪府告示 第984号
3439	東大阪市 善根寺六丁目	善根寺六丁目（3）	K22700280	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3440	東大阪市 上石切町二丁目	宮川谷（1）- 1	K22700531	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3441	東大阪市 上石切町二丁目	宮川谷（1）- 2	K22700532	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3442	東大阪市 上石切町二丁目	上石切二丁目（11）	K22700540	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3443	東大阪市 上石切町二丁目	上石切二丁目（10）- 1	K22700561	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3444	東大阪市 上石切町二丁目	上石切二丁目（10）- 2	K22700562	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3445	東大阪市 上石切町二丁目	音川谷（1）	K22700570	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3446	東大阪市 上石切町二丁目	上石切二丁目（19）- 1	K22700611	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3447	東大阪市 上石切町二丁目	上石切二丁目（19）- 2	K22700612	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3448	東大阪市 上石切町二丁目	音川谷（2）- 1	K22700641	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3449	東大阪市 上石切町二丁目	音川谷（2）- 2	K22700642	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3450	東大阪市 上石切町二丁目	音川谷（3）	K22700650	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3451	東大阪市 上石切町二丁目	上石切二丁目（30）	K22700970	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3452	東大阪市 上石切町二丁目	上石切二丁目（31）	K22700980	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3477	東大阪市 上石切町	上石切町二丁目(26)	K22700060	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号

3478	東大阪市 上石切町	上石切町二丁目(28)	K22700070	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3479	東大阪市 山手町	水蓮谷(3)-1	K22700761	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3480	東大阪市 山手町	水蓮谷(3)-2	K22700762	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3481	東大阪市善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-1	K22700251	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3482	東大阪市善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-3	K22700253	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3483	東大阪市善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-4	K22700254	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3484	東大阪市善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-2	K22700252	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3485	東大阪市善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-5	K22700255	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3486	東大阪市善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-6	K22700256	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3487	東大阪市善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-7	K22700257	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3781	東大阪市 善根寺六丁目	善根寺六丁目 (4)	K22700270	令和3年 7月1日	大阪府告示 第982号	令和3年 7月1日	大阪府告示 第984号
3782	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(6)	K22700400	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3783	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(7)	K22700410	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3784	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(8)	K22700420	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3785	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(9)	K22700430	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3786	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(12)-1	K22700581	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3787	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(12)-2	K22700582	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3788	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(12)-3	K22700583	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3789	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(21)	K22700590	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3790	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(13)	K22700600	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3791	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(24)	K22700620	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3792	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(14)-1	K22700631	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3793	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(14)-2	K22700632	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3794	東大阪市 上石切町二丁目	引谷(1)	K22700660	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3795	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(15)	K22700670	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3796	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(16)	K22700680	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3797	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(17)	K22700690	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3798	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(18)	K22700700	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3799	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(4)	K22700480	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3800	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(5)-1	K22700491	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号

3801	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(5)-2	K22700492	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3802	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(22)	K22700500	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3803	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(23)	K22700510	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3804	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(20)	K22700520	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3805	東大阪市 東豊浦町	東豊浦(4)	K22700780	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3806	東大阪市 東豊浦町	東豊浦(1)	K22700800	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3807	東大阪市 東豊浦町	東豊浦(6)	K22700810	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月27日	大阪府告示 第486号
3808	東大阪市 東豊浦町	東豊浦(7)	K22700820	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3809	東大阪市 東豊浦町	東豊浦(11)	K22700830	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
3810	東大阪市 東豊浦町	東豊浦(12)	K22700840	平成27年 3月26日	大阪府告示 第483号	平成27年 3月26日	大阪府告示 第485号
5176	東大阪市 出雲井町及び東豊浦町	出雲井町	K22700090	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5177	東大阪市 上四条町	上四条(4)	K22700190	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5178	東大阪市 池之端町	池之端-1	K22700291	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5179	東大阪市 池之端町及び日下町七丁目	池之端-2	K22700292	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5180	東大阪市 日下町八丁目	日下	K22700300	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5181	東大阪市 日下町八丁目	日下町八丁目(1)	K22700310	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5182	東大阪市 日下町八丁目	日下(2)	K22700320	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5183	東大阪市 日下町二丁目	日下町二丁目(1)	K22700330	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5184	東大阪市 日下町八丁目	日下町八丁目(2)	K22700340	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5185	東大阪市 日下町八丁目	日下町八丁目(3)	K22700350	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5186	東大阪市 日下町八丁目	日下(3)	K22700360	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5187	東大阪市 日下町一丁目	日下町一丁目(1)	K22700370	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5188	東大阪市 日下町一丁目	日下町一丁目(2)	K22700380	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5189	東大阪市 日下町一丁目及び上石切町二丁目	日下(4)	K22700390	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5190	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(2)	K22700460	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5191	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(3)-1	K22700471	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5192	東大阪市 上石切町二丁目	上石切町二丁目(3)-2	K22700472	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5193	東大阪市 東石切町四丁目	東石切町四丁目(2)	K22700550	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5194	東大阪市 東石切町二丁目	東石切町-1	K22700711	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5195	東大阪市 東石切町二丁目	東石切町-2	K22700712	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号

5196	東大阪市 山手町	水蓮谷 (1)	K22700720	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5197	東大阪市 山手町	水蓮谷 (2)	K22700730	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5198	東大阪市 山手町	山手町 (2) - 1	K22700741	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5199	東大阪市 山手町	山手町 (2) - 2	K22700742	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5200	東大阪市 山手町及び東豊浦町	山手町 (3)	K22700750	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5201	東大阪市 山手町	山手町 (1)	K22700770	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5202	東大阪市 東豊浦町及び出雲井町	東豊浦 (2)	K22700790	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5203	東大阪市 東豊浦町	東豊浦 (3)	K22700850	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5204	東大阪市 東豊浦町	上四条町 (1)	K22700860	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5205	東大阪市 出雲井町及び五条町	東豊浦 (8)	K22700870	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5206	東大阪市 出雲井町及び五条町	東豊浦 (9)	K22700880	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5207	東大阪市 出雲井町及び五条町	東豊浦 (10)	K22700890	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5208	東大阪市 五条町及び出雲井町	五条 - 1	K22700901	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5209	東大阪市 五条町	五条 - 2	K22700902	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5210	東大阪市 上四条町	上四条町 (2) - 1	K22700911	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5211	東大阪市 上四条町	上四条町 (2) - 2	K22700912	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5212	東大阪市 上四条町	上四条町 (3) - 1	K22700921	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5213	東大阪市 上四条町及び上六万寺町	上四条町 (3) - 2	K22700922	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5214	東大阪市 上四条町	上四条町 (4)	K22700930	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5215	東大阪市 上六万寺町	上六万寺町一丁目 (1)	K22700940	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5216	東大阪市 六万寺町一丁目	六万寺町一丁目 (1) - 1	K22700951	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5217	東大阪市 六万寺町一丁目	六万寺町一丁目 (1) - 2	K22700952	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5218	東大阪市 六万寺町一丁目	六万寺町一丁目 (1) - 3	K22700953	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5219	東大阪市 横小路町一丁目及び六万寺町一丁目	横小路町一丁目 (1)	K22700960	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5220	東大阪市 日下町一丁目	日下町一丁目 (3)	K22700990	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5221	東大阪市善根寺町六丁目 大東市大字龍間及び中垣内一丁目	車谷 (1) - 1	K22700231	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
5222	東大阪市善根寺町六丁目 大東市大字龍間	車谷 (1) - 2	K22700232	平成28年 3月25日	大阪府告示 第500号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第501号
計				114 箇所		113 箇所	

告示日：令和6年11月5日

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			土石流				
番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3427	東大阪市善根寺町六丁目 大東市龍間	大川本川左1(支流)	D22700020	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3428	東大阪市 善根寺町	善根寺北谷(支流)	D22700030	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3429	東大阪市 善根寺町	善根寺谷(支流)	D22700040	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3430	東大阪市 善根寺町	善根寺南谷右1(支流)	D22700051	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3431	東大阪市 池之端町	善根寺南谷(支流)	D22700052	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3432	東大阪市 日下町	日下川(日下川)	D22700061	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3433	東大阪市 日下町	日下川左1(日下川)	D22700062	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3434	東大阪市 日下町	弥平太川(弥平太川)	D22700070	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3435	東大阪市 日下町	日下南谷第二支溪右1(支流)	D22700080	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3436	東大阪市 日下町	日下南谷第二支溪(日下南谷第二支溪)	D22700090	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3437	東大阪市 上石切町	日下南谷(日下南谷)	D22700101	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3438	東大阪市 日下町	日下南谷右1(日下南谷)	D22700102	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3439	東大阪市 上石切町	桂川(桂川)	D22700110	令和5年 5月25日	大阪府告示 第656号	-	-
3440	東大阪市 上石切町	石切東谷(支流)	D22700120	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3441	東大阪市 上石切町	宮川第一支溪(宮川第一支溪)	D22700130	令和5年 5月25日	大阪府告示 第656号	-	-
3442	東大阪市 上石切町	宮川第二支溪右1右一(宮川第二支溪)	D22700141	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3443	東大阪市 上石切町	宮川第二支溪右1(宮川第二支溪)	D22700142	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3444	東大阪市 上石切町	宮川第二支溪(宮川第二支溪)	D22700143	令和5年 5月25日	大阪府告示 第656号	-	-
3445	東大阪市 上石切町	宮川第二支溪左3(宮川第二支溪)	D22700144	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3446	東大阪市 上石切町	宮川第二支溪左2(宮川第二支溪)	D22700145	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3447	東大阪市 上石切町	宮川第二支溪左1(宮川第二支溪)	D22700146	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3448	東大阪市 上石切町	引谷(1) (引谷)	D22700151	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3449	東大阪市 上石切町	引谷(2) (引谷)	D22700152	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3450	東大阪市 山手町	鬼虎川(鬼虎川)	D22700160	令和6年 11月5日	大阪府告示 第1519号	(R区域解除) 令和6年 11月5日	(R区域解除) 大阪府告示 第1521号
3451	東大阪市 山手町	額田谷(額田谷)	D22700170	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3452	東大阪市 山手町	長尾溪右1(長尾溪)	D22700181	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号

3453	東大阪市 山手町	長尾溪右2(長尾溪)	D22700182	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3454	東大阪市 山手町	長尾溪右3(長尾溪)	D22700183	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3455	東大阪市 山手町	長尾溪(長尾溪)	D22700184	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3456	東大阪市 山手町	長尾溪左2(長尾溪)	D22700186	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3457	東大阪市 山手町	暗溪右1(暗溪)	D22700190	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3458	東大阪市 東豊浦町	暗溪右2(暗溪)	D22700201	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3459	東大阪市 東豊浦町	暗溪(暗溪)	D22700202	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3460	東大阪市 東豊浦町	暗溪右3右一(暗溪)	D22700203	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3461	東大阪市 東豊浦町	暗溪右3左一(暗溪)	D22700205	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3462	東大阪市 出雲井町	暗溪左1(暗溪支流)	D22700210	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3463	東大阪市 出雲井町	暗溪支流(暗溪支流)	D22700220	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3464	東大阪市 五条町	八幡谷(八幡谷)	D22700240	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3465	東大阪市 客坊町	客坊谷右2(客坊谷)	D22700260	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3466	東大阪市 客坊町	客坊谷(客坊谷)	D22700270	令和5年 5月25日	大阪府告示 第656号	-	-
3467	東大阪市 上四条町	上四条谷(支流)	D22700280	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3468	東大阪市 上四条町	鳴川右1(鳴川)	D22700290	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3469	東大阪市 上四条町	鳴川(鳴川)	D22700300	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3470	東大阪市 上六万寺町	鳴川支溪(大中川)	D22700310	令和5年 5月25日	大阪府告示 第656号	-	-
3471	東大阪市 六万寺町	大門川支溪(大中川)	D22700320	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3472	東大阪市 六万寺町	六万寺谷(支流)	D22700330	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3473	東大阪市 六万寺町	築田川(築田川)	D22700350	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3474	東大阪市 横小路町	箕後川(箕後川)	D22700360	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3475	東大阪市横小路町 八尾市楽音寺	箕後川左1(箕後川)	D22700370	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3476	東大阪市 横小路町	箕後川左1左一(支流)	D22700380	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
4112	大東市大字中垣内 東大阪市善根寺町六丁目	大川右1(鍋田川)	D21810320	平成27年 10月20日	大阪府告示 第1460号	平成27年 10月20日	大阪府告示 第1461号
4113	大東市大字中垣内 東大阪市善根寺町六丁目	大川(大川本川)	D21810340	平成27年 10月20日	大阪府告示 第1460号	-	-
5249	八尾市大字楽音寺及び楽音寺七丁目 東大阪市横小路町一丁目及び横小路町 二丁目	樽堂北谷(樽堂谷第一支溪)	D21200010	平成28年 3月25日	大阪府告示 第503号	平成28年 3月25日	大阪府告示 第504号
計				53 箇所		43 箇所	

資料3-9 : 河川水防区域

河川	川岸	関係土木事務所 工営所	担当水防管理 団体名	種別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	要注意箇所		摘 要
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		区 域	延長(m)	
寝屋川	左岸	枚方 寝屋川	寝屋川市 東大阪市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 旧淀川合流点 至 一級河川区間	21,270			21,270			
	右岸	"	門真市 寝屋川市 東大阪市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	21,210			21,210			
第二寝屋川	左岸	寝屋川	大阪市 東大阪市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 恩智川分派点	11,630			11,630			
	右岸	"	大阪市 東大阪市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	"	11,630			11,630			
恩智川	左岸	八尾 寝屋川	恩智川水防 柏原市 大東市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 大畑橋 ひらなべし 至 堤内橋	11,890	2,654		14,544			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 信貴乃橋下流220m 至 信貴乃橋上流40m	260	100	360			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 大畑橋	11,600	2,067		14,267			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 信貴乃橋下流320m 至 信貴乃橋上流40m		360	360			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
大川	左岸	八尾	東大阪市 恩智川水防	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 恩智川合流点 至 (旧)国道170号		1,020		1,020			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 (旧)国道170号 東大阪市善根寺町 (管理終点)	650		650			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
	右岸	"	恩智川水防 東大阪市 大東市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 恩智川合流点 至 (旧)国道170号		985		985			
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 (旧)国道170号 東大阪市善根寺町 (管理終点)	650			650			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
音川	左岸	"	東大阪市 恩智川水防	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 (旧)国道170号下流170m 至 音川橋上流140m	550	1,588		2,138			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 (旧)国道170号下流220m 至 音川橋上流300m	800	1,378		2,178			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
御神田川	左岸	"	恩智川水防	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 長門川合流点 至 (旧)国道170号橋梁下流端		642		642			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間
	右岸	"	"	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 長門川合流点 至 (旧)国道170号橋梁下流端		634		634			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間

河川 海	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種別	A 特に重要心水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)		要注箇所		備 考
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	区 域	延長(m)			
長門川	〃	〃	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点上流380m 至 府道大東大阪線	380		380				
			堤防形態【堀込区 間】(流下能力)		自 府道大東大阪線 至 (旧)国道170号(橋川橋)	1,136		1,136			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
右岸	〃	〃	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点上流360m 至 恩智川合流点上流400m	40		40				
			堤防形態【堀込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点上流400m 至 (旧)国道170号(橋川橋)	1,485		1,485			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
日下川	〃	〃	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点上流130m 至 恩智川合流点上流190m	60		130				
			堤防形態【堀込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点上流190m 至 国道170号(新)	168		168			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
右岸	〃	〃	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点上流210m 至 国道170号(新)	80		130				
			堤防形態【堀込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点上流130m 至 国道170号(新)	150		150				
筑後川	八尾	恩智川水防	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点上流40m 至 恩智川合流点上流220m	180		180				
			堤防形態【堀込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点 至 国道170号(新)	991		991			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
新川	〃	恩智川水防	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点 至 東大阪市弥生町(管理終 点)	1,158		1,158				
			堤防形態【堀込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点 至 東大阪市弥生町(管理終 点)	858		858			B: 溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	
右岸	〃	〃	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)		自 恩智川合流点 至 東大阪市弥生町(管理終 点)	863		863				

(「令和6年度大阪府水防計画(資料編)」より抜粋)

資料3-1-0：ため池防災関係係水防区域

ため池防災関係係水防区域 A・B級ため池表  
中部農と緑の総合事務所

ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防 値
河内山池	東大阪市	客坊町	河内財産区	100	10.5	0.1	4	B
六万寺半堂池	東大阪市	六万寺町2丁目	六万寺財産区	180	8.0	0.4	12	B
下岡池	東大阪市	六万寺町1丁目	六万寺財産区	110	17.2	0.2	18	B
河内中池	東大阪市	客坊町	河内財産区	145	3.0	0.4	5	B
ヨシタ池	東大阪市	上四条町	自然人	32	3.0	0.1	1	B

ため池防災関係係水防区域 C級ため池表  
中部農と緑の総合事務所

ため池名	所在地		ため池管理者
	市	町	
日下新池	東大阪市	日下町	日下財産区
豊浦山池	東大阪市	東豊浦町	豊浦財産区
横小路今池	東大阪市	横小路町2丁目	横小路財産区
横小路新池	東大阪市	横小路町1丁目	横小路財産区
金沢池	東大阪市	日下町8丁目	自然人
東様池	東大阪市	日下町8丁目	自然人
山口池	東大阪市	日下町1丁目	自然人
樽井池	東大阪市	日下町1丁目	自然人
菅尾池	東大阪市	六万寺町1丁目	自然人
川上池	東大阪市	六万寺町1丁目	自然人
272270092池	東大阪市	五条町	不明

(「令和6年度大阪府水防計画(資料編)」より抜粋)

## 資料4-1 東大阪市防災会議条例

### 東大阪市防災会議条例

昭和42年3月30日

東大阪市条例第96号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東大阪市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東大阪市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号のほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 本市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
- (2) 本市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官
- (3) 大阪府警察の警察官
- (4) 大阪府の職員（前号に掲げる者を除く。）
- (5) 副市長
- (6) 消防局長
- (7) 教育長
- (8) 本市の職員（前3号に掲げる者を除く。）
- (9) 本市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

6 委員の定数は、60人以内とする。

7 第5項第5号から第8号までに掲げる者を除き、委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は本市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第5号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月28日条例第83号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成19年1月31日までの間に改正後の東大阪市防災会議条例第3条第5項第6号の者の中から委嘱される委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成24年6月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 4-2 東大阪市防災会議運営規程

### 東大阪市防災会議運営規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、東大阪市防災会議条例（昭和42年東大阪市条例第96条）第6条の規定に基づき、東大阪市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員が、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知した上で代理者を出席させることができる。
- 3 前項の代理者は、委員として議案の議決権を有するものとする。
- 4 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (専決)

第3条 防災会議が成立しないとき、会長が防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、防災会議において処理すべき事件を議決しないときは、会長は、防災会議が処理すべき件を専決処分することができる。

- 2 一部の機関のみに関係ある事件について、会長は、該当機関に属する委員と協議して処分することができる。
- 3 防災会議の処理すべき事件で、特に軽易な事件は、会長が専決処分することができる。
- 4 会長は、前3項の規定により処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。この場合、第1項及び第2項の規定による処分については、その承認を求めなければならない。

#### (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

#### (会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、危機管理室が処理する。

#### 附 則

この規程は、防災会議において議決した日から施行する。

(昭和42. 9. 13 議決)

(平成18. 6. 8 議決)

区 分	機 関 名	職 名
会 長	東大阪市	市 長
第 1 号 委 員	近畿農政局 大阪府拠点	地 方 参 事 官
第 2 号 委 員	陸上自衛隊 第36普通科連隊	第 2 中 隊 長
第 3 号 委 員	大阪府 布施警察署	署 長
	大阪府 河内警察署	署 長
	大阪府 枚岡警察署	署 長
第 4 号 委 員	大阪府 八尾土木事務所	所 長
	大阪府 八尾土木事務所	参事兼地域支援・企画課長
第 5 号 委 員	東大阪市	副 市 長
第 6 号 委 員	東大阪市 消防局	局 長
第 7 号 委 員	東大阪市 教育委員会	教 育 長
第 8 号 委 員	東大阪市	危 機 管 理 監
	東大阪市 市長公室	室 長
	東大阪市	理 事 ( 企 画 財 政 部 長 )
	東大阪市 行政管理部	部 長
	東大阪市 都市魅力産業スポーツ部	部 長
	東大阪市 人権文化部	部 長
	東大阪市 税務部	部 長
	東大阪市 市民生活部	部 長
	東大阪市 福祉部	部 長
	東大阪市 生活支援部	部 長
	東大阪市 子どもすこやか部	部 長
	東大阪市 健康部	理 事 ( 健 康 部 長 事 務 取 扱 )
	東大阪市 健康部	保 健 所 長
	東大阪市 環境部	部 長
	東大阪市 土木部	部 長
	東大阪市 建築部	部 長
	東大阪市	会 計 管 理 者
	東大阪市 上下水道局 水道総務部	部 長
東大阪市 議会事務局	局 長	
第 9 号 委 員	NTT西日本株式会社 関西支店	設 備 部 長
	関西電力送配電株式会社 大阪南本部 東大阪配電営業所	所 長
	大阪ガスネットワーク株式会社	北 東 部 事 業 部 緊 急 一 保 安 マ ネ ー ジ ャ
	西日本旅客鉄道株式会社 住道駅	駅 長
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 大阪統括部 運輸部 運輸課	課 長
	恩智川水防事務組合	事 務 局 長
	近鉄バス株式会社 布施営業所	所 長
	一般社団法人大阪府トラック協会 東大阪支部	支 部 長
	一般社団法人布施医師会	会 長
	一般社団法人河内医師会	会 長
	一般社団法人枚岡医師会	会 長
	一般社団法人東大阪市西歯科医師会	会 長
	一般社団法人東大阪市東歯科医師会	専 務 理 事
	一般社団法人東大阪市布施薬剤師会	会 長
	河内薬剤師会	会 長
	枚岡薬剤師会	会 長
	公益社団法人大阪府看護協会	専 務 理 事
	株式会社ジェイコムウエスト 東大阪局	局 長
	地方独立行政法人市立東大阪医療センター	理 事 長
	地方独立行政法人市立東大阪医療センター	看 護 局 長
第 10 号 委 員	東大阪市消防団	団 長
	東大阪市赤十字奉仕団	団 長
	東大阪市自治協議会	会 長
	東大阪市地域婦人団体協議会	副 会 長
	東大阪市消費者団体協議会	会 長
	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会	会 長
	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会	会 長
	東大阪市女性防火クラブ連絡会	会 長

## 資料4-4 東大阪市災害対策本部条例

### 東大阪市災害対策本部条例

昭和42年3月30日  
東大阪市条例第97号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、東大阪市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第13号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料4-5:上下水道局相互応援協定の締結状況

令和7年10月31日現在

No.	協定書名	相手方	締結日
1	公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定	7 団体 (※1)	令和3年 3月31日
2	相互応援給水に関する協定	企業団 (八尾水道事業)	令和7年 4月 1日
3	相互応援給水に関する協定	大東市	平成17年 2月 7日
4	災害発生時における応援要請に関する協定書	東大阪市+水道工事業協組	令和7年 4月1日
5	東大阪市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	平成29年 2月 1日
6	東部大阪水道協議会水道災害時相互応援に関する協定	東部6市+企業団 (※2)	令和7年 4月11日
7	大阪市と東大阪市の相互応援給水に関する協定	大阪市	令和3年 3月31日
8	大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定	大阪府+府内全ての市町水道事業体+企業団	令和6年 4月26日
9	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和6年 3月29日

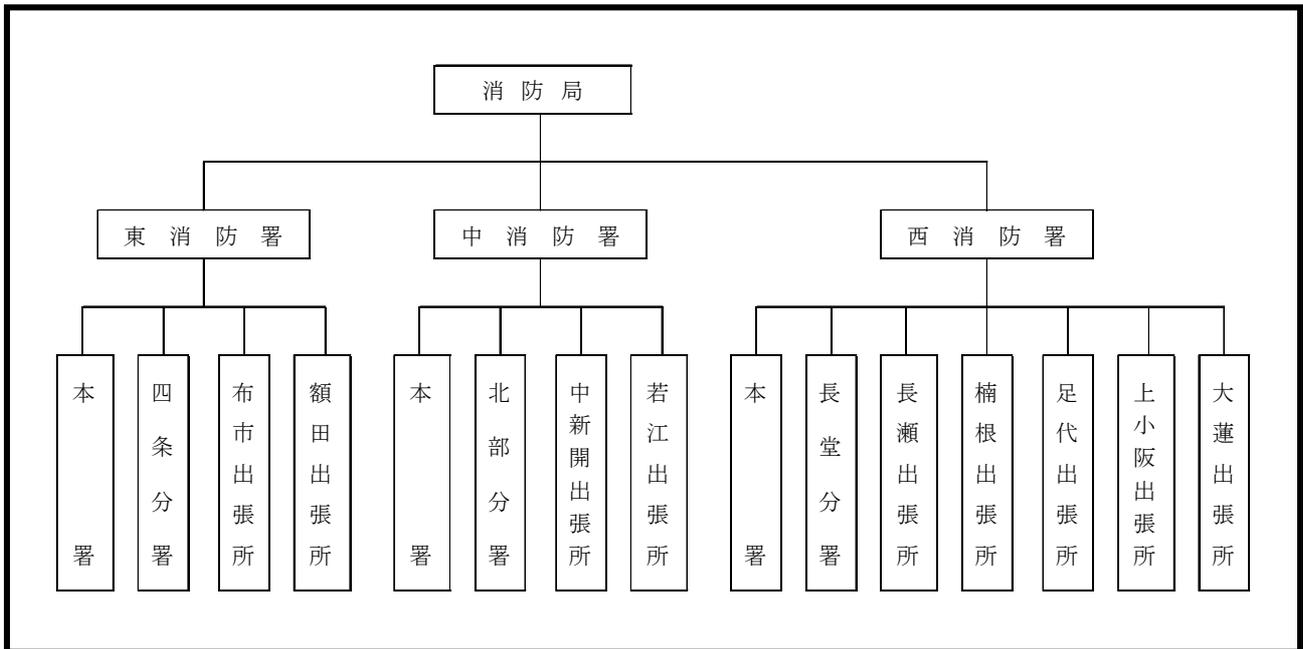
(協定締結日順。 No.1~4、6~8は上水道に関する協定、No.5、No.9は下水道に関する協定。)

※1 : 日本水道協会関西地方支部長 (大阪市) ・日水協大阪府支部長 (豊中市) ・日水協京都府支部長 (京都市) ・日水協兵庫県支部長 (明石市) ・日水協奈良県支部長 (奈良市) ・日水協滋賀県支部長 (大津市) ・日水協和歌山県支部長 (和歌山市)

※2 : 企業団・枚方市・寝屋川市・守口市・門真市・大東市・交野市

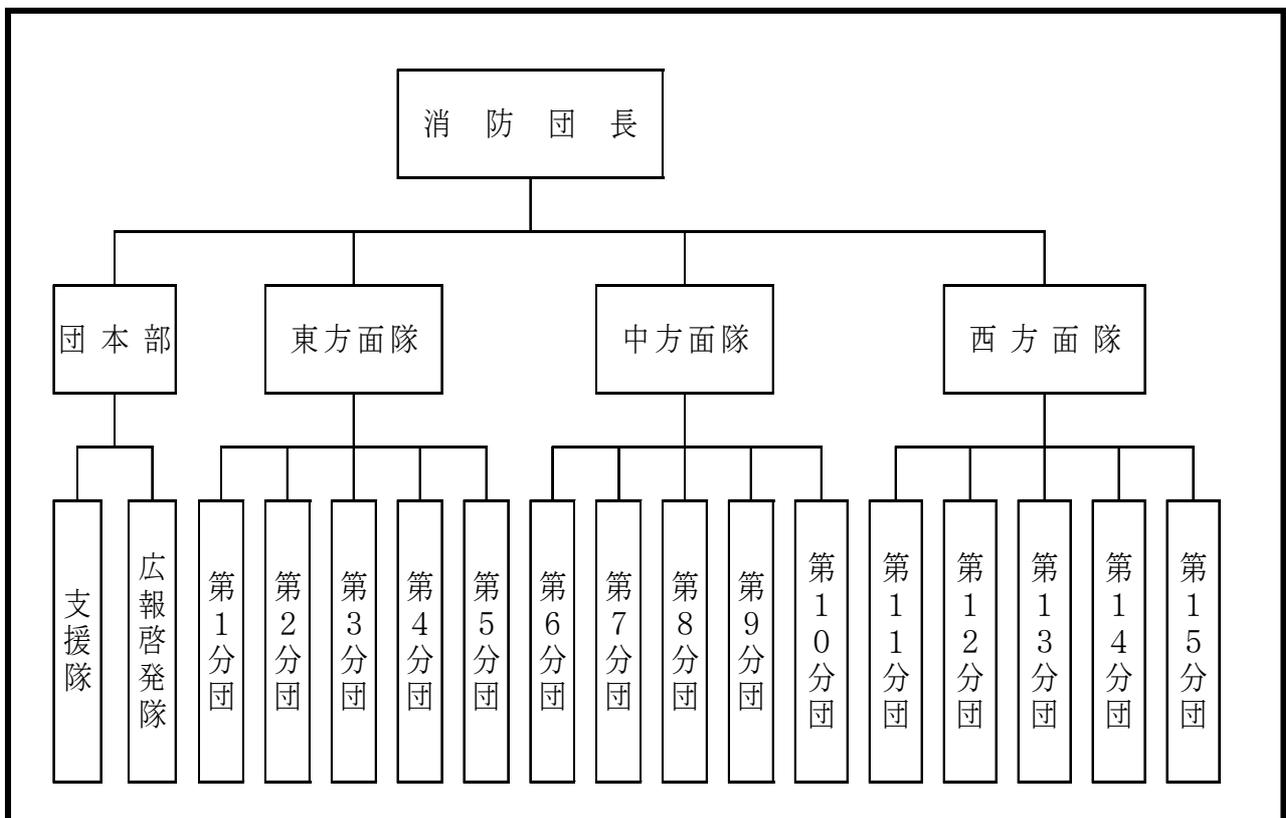
資料4-6：東大阪市消防局署所配置図

(令和5年4月1日現在)



資料4-7：東大阪市消防団組織

(令和5年4月1日現在)



資料4-8：警防本部の編成及び事務分担表

(令和7年4月1日現在)

警防本部の編成及び事務分担表

本部長	副本部長 (副本部長補佐)	班名 (班長)	担当所属	事務分担	
消防局長	総務部長 (総務部次長)	総務班 (総務課長)	総務課	災害対策本部との連絡調整	
				庁舎、施設、設備等の被害状況の調査	
				原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の運営支援に関すること	
				必要資機材等の緊急調達	
				食糧及び燃料の調達	
				消防団員に関すること	
				上記のほか、必要と認められる事項	
		人事班 (人事課長)	人事課	参集状況及び職員の安否状況の把握	
				職員等の労務管理及び安全衛生に関すること	
				上記のほか、必要と認められる事項	
		警防部長 (警防部次長)	予防班 (予防課長)	予防課	災害情報の収集に関すること(火災、救助、救急等に係る被害状況の収集及び負傷者、死傷者等の情報収集)
					火災、救急、救助等に係る国、府への報告に関すること
	危険物等の災害対応処置に関すること				
	広報広聴室と協力しての災害広報に関すること				
	火災原因損害調査に関すること				
	上記のほか、必要と認められる事項				
	警防班 (警防課長)		警防課	警防体制に関すること	
				部隊編成及び配置	
				消防隊等の活動状況の収集	
				原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」の運営支援に関すること	
	資機材等及び備蓄燃料の搬送等				
署隊本部への指示、支援等					
広域応援等に関すること					
消防関係機関等との連絡調整					
災害発生時における協定の運用					
上記のほか、必要と認められる事項					

		救急班 (救急課長)	救急課	救急に関すること
				救急活動状況の収集
				各関係機関との連絡調整
				上記のほか、必要と認められる事項
		指令班 (指令課長)	指令課	非常招集の発令に関すること
				消防通信の運用
				参集時に職員が収集した被害情報等の収集
				警防本部及び作戦室の通信施設設置及び管理に関すること
				緊急消防援助隊等の広域応援に係る情報伝達に関すること
				上記のほか、必要と認められる事項

署隊本部の編成及び事務分担表

本部長	副本部長	担当	事務分担
消防署長	副署長	庶務担当	非常招集に関すること
			庁舎、施設、設備等の被害状況の調査
			資機材、燃料、食糧、飲料水の調達及び供給に関する こと
			消防団関係に関すること
			職員等の安否確認に関すること
			警防本部との連絡調整に関すること
			上記のほか、他の担当に属さない事項
		予防担当	災害予防に関すること
			災害広報に関すること
			危険物関係の情報及び災害対応措置に関すること
			災害情報の収集に関すること
			上記のほか、必要と認められる事項
		警防担当	警戒区域の設定等災害現場における警防活動に関する こと
			災害防御、人命救助、救急、避難誘導等に関すること
			消防通信の運用及び統制に関すること
			警防活動状況の記録及び報告に関すること
			機械器具の整備保全に関すること
			広域応援等に関すること
			原子力災害活動時における「原子力緊急事態等現地 対応マニュアル」の警防活動及び住民安全に関する こと
		上記のほか、必要と認められる事項	

資料4-9：消防相互応援協定の締結状況

(令和6年10月末現在)

協定先	協定名称	締結年月日	協定内容
大東四條 消防組合	消防相互応援協定	平成27年5月29日	火災、水災、その他の災害の防ぎよ、救急業務 近畿自動車道における災害又は救急事故 (当初締結H26.4.1)
大阪市	消防相互応援協定	平成25年11月1日	火災(林野火災を除く)、水災、その他の災害、 救急業務 阪神高速道路における災害又は救急事故 (当初締結S42.6.22)
八尾市	消防相互応援協定	平成26年4月1日	火災、水災、その他の災害防ぎよ、救急業務 近畿自動車道における災害又は救急事故 (当初締結S42.9.13)
大阪市	航空消防応援協定	平成22年4月1日	回転翼航空機による消防業務 (当初締結S45.10.1)
守口市門真市 消防組合	消防相互応援協定	平成22年3月20日	近畿自動車道における火災及び救急救助事故 (当初締結S51.3.22)
摂津市	消防相互応援協定	昭和51年3月22日	近畿自動車道における火災及び救急救助事故
生駒市	消防相互応援協定	昭和51年10月10日	火災防ぎよ、火災防ぎよ以外の消防業務 (当初締結S42.8.1 生駒町と締結)
欄外*1のとおり	阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定	令和6年9月30日	金剛、葛城、生駒山系における林野火災 (当初締結S46.1.30)
欄外*2のとおり	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	平成26年1月31日	航空機の墜落等による大規模な災害 (当初締結S62.8.12)
松原市	消防相互応援協定	平成26年4月1日	近畿自動車道における火災及び救急救助事故 (当初締結S63.3.17)
欄外*3のとおり	大阪府下広域消防相互応援協定	令和6年7月16日	大阪府内における大規模な災害 (当初締結S63.9.1)
生駒市 奈良市	消防相互応援協定	平成31年3月29日	第二阪奈道路における火災、救急、救助事故等、 その他の災害業務(当初締結H9.4.22)
大阪市	救急医療相談業務に係る応援協定	平成22年4月1日	救急安心センターおおさかによる救急医療相談業務

\*1 大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、大阪南消防組合、奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合

\*2 大阪府大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、高石市、兵庫県尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市

\*3 大阪府大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合、茨木市、八尾市、泉州南消防組合、松原市、大東四條畷消防組合、和泉市、箕面市、大阪南消防組合、摂津市、高石市、交野市、大阪狭山市、島本町、豊能町、忠岡町、能勢町

（令和5年9月12日施行）

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間																																		
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、一人一日につき三百四十円以内とする。 四 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	法第四条第一項第一号の避難所については災害発生の日から七日以内、同条第二項の避難所については法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第一項の規定による救助を行う旨を同条第三項の規定により公示した日までの期間以内																																		
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。 一 建設型応急住宅（次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。） イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附属設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。 ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 ニ 福祉仮設住宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、通常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。 ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。 ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 二 賃貸型応急住宅（次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。） イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	完成の日から二年以内																																		
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。 二 被災者が直ちに食することができる現物による。 三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千二百三十円以内とする。	災害発生の日から七日以内																																		
	飲料水の供給	一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から七日以内																																		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）又は全島避難等（一定の地域の全ての居住者等が避難等をするをいう。）により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。	災害発生の日から十日以内																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="6">世帯区分</th> </tr> <tr> <th>一人世帯</th> <th>二人世帯</th> <th>三人世帯</th> <th>四人世帯</th> <th>五人世帯</th> <th>六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>一九、二〇〇</td> <td>二四、六〇〇</td> <td>三六、五〇〇</td> <td>四三、六〇〇</td> <td>五五、二〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table>						区分	季別	世帯区分						一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被		円	円	円	円	円	円	夏季	一九、二〇〇	二四、六〇〇	三六、五〇〇	四三、六〇〇	五五、二〇〇	八、〇〇〇	
区分	季別	世帯区分																																			
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額																														
住家の全壊、全焼又は流失により被		円	円	円	円	円	円																														
	夏季	一九、二〇〇	二四、六〇〇	三六、五〇〇	四三、六〇〇	五五、二〇〇	八、〇〇〇																														

		<table border="1"> <tr> <td>害を受けた世帯</td> <td>冬季</td> <td>三一、八〇〇</td> <td>四一、一〇〇</td> <td>五七、二〇〇</td> <td>六六、九〇〇</td> <td>八四、三〇〇</td> <td>一一、六〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>六、三〇〇</td> <td>八、四〇〇</td> <td>一二、六〇〇</td> <td>一五、四〇〇</td> <td>一九、四〇〇</td> <td>二、七〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>一〇、一〇〇</td> <td>一三、二〇〇</td> <td>一八、八〇〇</td> <td>二二、三〇〇</td> <td>二八、一〇〇</td> <td>三、七〇〇</td> </tr> </table> <p>備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。</p>	害を受けた世帯	冬季	三一、八〇〇	四一、一〇〇	五七、二〇〇	六六、九〇〇	八四、三〇〇	一一、六〇〇	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	六、三〇〇	八、四〇〇	一二、六〇〇	一五、四〇〇	一九、四〇〇	二、七〇〇	冬季	一〇、一〇〇	一三、二〇〇	一八、八〇〇	二二、三〇〇	二八、一〇〇	三、七〇〇	
害を受けた世帯	冬季	三一、八〇〇	四一、一〇〇	五七、二〇〇	六六、九〇〇	八四、三〇〇	一一、六〇〇																			
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	六、三〇〇	八、四〇〇	一二、六〇〇	一五、四〇〇	一九、四〇〇	二、七〇〇																			
	冬季	一〇、一〇〇	一三、二〇〇	一八、八〇〇	二二、三〇〇	二八、一〇〇	三、七〇〇																			
医療及び助産	医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から十四日以内																							
	助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内																							
被災者の救出		<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内																							
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>一 災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。</p> <p>二 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき五万円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内																							
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円</p> <p>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円</p>	災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）																							
生業に必要な資金の貸与		<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 一件につき三万円</p> <p>ロ 就職支度費 一件につき一万五千元</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から一月以内																							

学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>（1） 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>（2） 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>（1） 小学校の児童 一人につき 四千八百円</p> <p>（2） 中学校の生徒 一人につき 五千円</p> <p>（3） 高等学校等の生徒等 一人につき 五千六百円</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。）</p> <p>ロ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ハ 骨つば及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万九千円以内、小人十七万五千二百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用</p> <p>一体につき 三千五百円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>（1） 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>（2） 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千五百円以内</p> <p>（3） ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万八千七百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>一 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 被災者(法第四条第二項の救助にあっては、避難者)の避難に係る支援</p> <p>ロ 医療及び助産</p> <p>ハ 被災者の救出</p> <p>ニ 飲料水の供給</p> <p>ホ 死体の搜索</p> <p>ヘ 死体の処理</p> <p>ト 救助用物資の整理配分</p> <p>二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することができる。

資料5-2：大阪府災害救助法施行規則（別表 救助業務従事者の区分及び実費弁償の額）

（令和5年9月12日施行）

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第四条第一号から第四号までに掲げる者	医師及び歯科医師	円 二二、三〇〇	日当の額を七・七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	一六、〇〇〇		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	一七、九〇〇		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	一六、〇〇〇		
	救急救命士	一四、二〇〇		
	土木技術者及び建築技術者	一四、九〇〇		
	大工	二四、〇〇〇		
	左官	二五、五〇〇		
	とび職	二六、五〇〇		
政令第四条第五号から第十号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内			

資料6-1：被害状況等報告様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) ( 月 日 時 分) 鎮火日時 ( 月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m <sup>2</sup> 階層 延べ面積 m <sup>2</sup>
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 m <sup>2</sup> 半焼 棟 } 建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 部分焼 棟 } 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> ぼや 棟 } 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)	
			重症 人( 人) 中等症 人( 人) 軽症 人( 人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織		人
		共同防災組織		人
		その他		人
	消防本部(署)		台	人
	消防団		台	人
	消防防災ヘリコプター		機	人
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		自衛隊	人	
		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害										
発生場所											
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 ) 覚知方法										
事故等の概要											
死 傷 者	<table border="0"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人 ( 人 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3">                     { 重症 人 ( 人 )                      中等症 人 ( 人 )                      軽 症 人 ( 人 )                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )		{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		計	人	不明	人
死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )									
	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )										
計		人									
不明		人									
救助活動の要否											
要救護者数(見込)	救助人員										
消防・救急・救助 活動状況											
災害対策本部 等の設置状況											
その他参考事項											

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





資料6-2: 「がけ崩れ災害報告」様式

第 報

緊急・詳細報告用

災 害 報 告 (がけ崩れ)

( 年 月 日 時 現在)

発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字	地区名	
	発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時		
気象状況	異常気象名			観測所名		災害発生場所からの距離 km			
	連続雨量			mm	年 月 日 時~		年 月 日 時		
	最大24時間雨量			mm/24hr	年 月 日 時~		年 月 日 時		
最大時間雨量			mm/hr	年 月 日 時~		年 月 日 時			
斜面の種類	自然斜面	H=	m	横断面図(別途添付しても良い)				概況平面図(別途添付しても良い)	
	人工斜面	H=	m						
		勾配	θ1						
拡大の見込み		[有・無]							
保全対象人家戸数		戸							
崩壊の状況	高さ	m	巾	m					
	面積	m <sup>2</sup>	勾配θ2	度					
	崩壊又は流出土砂量		m <sup>3</sup>						
	がけ下端の堆積深		m						
	がけ下端と被害家屋までの距離		①家屋	m					
			②家屋	m					
	被害家屋位置の堆積深		①家屋	m					
			②家屋	m					
崩土の到達距離		m							
その他									
被害状況	人的被害	死者	( ) ( ) 名	被害者年齢			才 (公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)		
		行方不明	( ) ( ) 名						
		負傷者	( ) ( ) 名						
	物的被害	人家	全壊・流出	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸	
			半壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸	
			一部損壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸	
非住家被害		戸	宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)				
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)							
その他									
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)									
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したか or する予定か)									
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]									
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			地すべり防止区域		[国土・林・農]		
		保安林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域				
		国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域				
		民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域				
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅地造成工事規制区域			
		災害対策基本法防災計画区域				宅造基準条例の適用区域			
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号		箇所番号				
	その他( )								
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名			
	②所属	氏名			④所属	氏名			
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること				座標	北緯	度	分	秒	
※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと					東経	度	分	秒	

資料6-3：「土石流災害報告」様式

緊急報告用

第 報

災 害 報 告 (土石流等)

( 年 月 日 時 現在)

発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名		
	1級・2級・その他			水系	川	[沢・川・谷]	
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時	分	
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ( )						
気象状況	異常気象名		観測所名				
	連続雨量	mm	年	月	日	時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	
土砂流出状況	流出土砂量	m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度	
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない		流域面積	km <sup>2</sup>	河床勾配 1 /	
被害状況	人的被害	死者 名	被害者 名	才農地被害 (種類・面積)	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)		
		行方不明 名	者 年齢	才			
		負傷者 名		才			
	人家被害	全壊・流出 戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般) の名称は要記載)				
		半壊 戸					
		一部損壊 戸					
		床上浸水 戸					
	床下浸水 戸						
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)			
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)					
二次災害の可能性	(有・無)						
保全対象	km下流に人家 戸 ( 人)			道路名等			
	(その他)						
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)							
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)							
				災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]		
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 ( 年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]				
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域				
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域				
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域				
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域				
その他 ( )							
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名			
	②所属	氏名	④所属	氏名			

※ [添付図面等]

都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

※ 写真は、別途e-mailにて送付すること

詳細報告用（緊急報告を添付）

(溪流名)

災 害 報 告 (土石流等)

( 年 月 日 時 現在)

(調査中・確認済・不明) 気象状況	観測所名及び溪流(谷出口)との距離		観測所名	距離	km																
	連続雨量		(緊急報告に記載)																		
	最大24時間雨量		(緊急報告に記載)																		
	最大時間雨量		(緊急報告に記載)																		
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量(前期降雨)		mm 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時																		
積雪・融雪状況	観測所と溪流(谷出口)との標高差		m		※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らか場合はグラフ中に矢印で明記すること。																
	風向(災害発生時)																				
	風力(災害発生時)		m/s																		
保全対象 ※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 [調査中・確認済]	人家戸数		戸																		
	人口		人																		
	耕地面積		ha																		
	災害弱者関連施設		1有・2無		施設名																
	公共施設		1有・2無		施設名																
土石流氾濫区域の面積		m <sup>2</sup>																			
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 [調査中・確認済]	人的被害		特別警戒区域		警戒区域																
			死者		名		名														
			行方不明		名		名														
	負傷者		名		名																
	人家被害		全壊・流出		戸		戸		木造		戸		戸		R C		戸		戸		
半壊			戸		戸		戸		木造		戸		戸		R C		戸		戸		
一部損壊			戸		戸		戸		木造		戸		戸		R C		戸		戸		
防災計画	市町村地域防災計画への記載		溪流名		[無・有]																
			避難場所		施設名																
			避難経路		[無・有]																
	表示板設置		[無・有] ( 箇所)																		
	警戒避難基準雨量の設定		[無・有]		連続雨量		mm		時間雨量		mm/hr										
現地調査結果	土砂流出状況		[無・有]		氾濫区域 I		氾濫区域 II		氾濫区域 III												
					氾濫面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>										
					平均堆積深		m		m		m										
					最大堆積深		m		m		m										
					氾濫最大延長×氾濫最大幅		m ×		m												
					氾濫終息点の勾配		度														
	流域内の既存施設		[無・有]		合計		基		(透過型)		(不透過型)										
					(砂防)		基		基		基										
					(治山)		基		基		基										
					(何管不明)		基		基		基										
天然ダム		[無・有]																			
崩壊地付近の亀裂		[無・有]																			
流木の堆積場所		[無・有]		堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部																	
		[無・有]		その他 ( )																	
通報者または第一発見者(該当する項目に○をつける)		[確認済・不明]		市町村(部署名)																	
				住民																	
				その他																	
				座標		北緯		度		分		秒									
				東経		度		分		秒											

資料6－4：災害派遣要請要求書

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	
	市町村長等
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。	
記	
1 災害の情况及び派遣要請を要求する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

資料6－5：災害派遣撤収要請要求書

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	
	市町村長等
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により要求した自衛隊の災害派遣要請について、 下記のとおり撤収要請を要求します。	
記	
1 撤収要請の要求日時	
2 派遣された部隊	
3 撤収要請を要求する事由	
4 その他参考となるべき事項	

資料6-6：公用令書

様式第7号(第10条関係)

公 用 令 書	従 事 令 書	第 号
住 所		
職 業		
氏 名 <span style="font-size: 1.2em;">〔</span> 法人にあっては、名称及び代表者 の氏名 <span style="font-size: 1.2em;">〕</span>		
年 月 日生		
<p>災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。</p>		
従事すべき救助業務内容		
従事すべき場所		
従事すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
出頭すべき日時及び場所		
年 月 日		
大阪府知事		⑩
----- (切 取 線) -----		
公 用 令 書 受 領 書	従 事 令 書	第 号
1 公用令書		
上記令書を受領しました。		
年 月 日 時 分		
大阪府知事 様		
住 所		
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		

様式第1号(第6条関係)

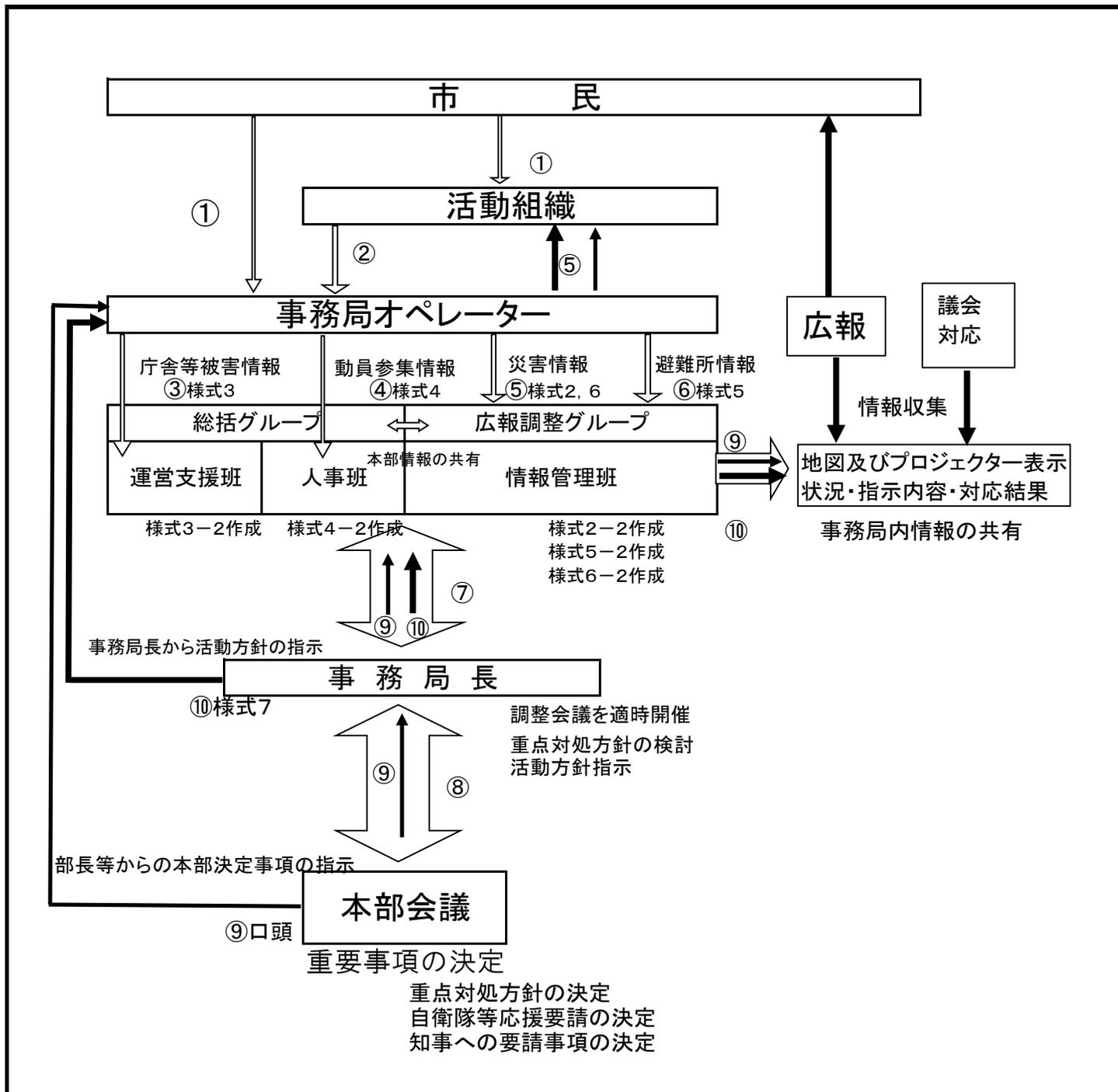
公 用 令 書	公 用 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号
住 所		
氏 名 <span style="font-size: 2em;">}</span> (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり		管理、収用、使用します。 保管を命じます。
種類名称	数量	所在場所
範囲	期間	引渡時間
引渡場所		
年 月 日		
大阪府知事		印
( 切 取 線 )		
公 用 令 書 受 領 書	公 用 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号
1 公用令書		
上記令書を受領しました。		
年 月 日		
大阪府知事 様		
住 所		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		



様式第3号(第6条関係)

公 用 取 消 令 書	公 用 取 消 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号
住 所		
氏 名	〔 法人にあつては、名称及び代表者の 氏名 〕	
災害救助法第9条第1項の規定に基づく 年 月 日第 号の処分は、こ れを取り消します。		
年 月 日		
大阪府知事		印
----- (切 取 線) -----		
公 用 取 消 令 書 受 領 書	公 用 取 消 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号
1 公用取消令書		
上記令書を受領しました。		
年 月 日		
大阪府知事 様		
住 所		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		

資料7-1 災害情報の流れ



資料7-2 様式1 個人参集票

様式1

# 個人参集票

年 月 日 現在

所 属			勤務場所 住所										
フリガナ											職員番号		
補職・氏名											血液型	A・B・O・AB	
住 所													
連 絡 先	自 宅 ・ その他 ( )						携帯電話						
電 話 番 号	— —						— —						
自宅から勤務場所までの参集時間	通勤届による通勤手段					分類	電車 バス 自転車 その他 ( )						
	公共交通機関を使用しない参集時間 (大規模災害を想定した迅速な手段)					分類	徒歩 自転車 単車						
災害対策活動業務	避難所配備職員 (該当の有無)	有		無		「有」の場合 右も記入	1班		2班		避難所名		
	要配慮者調査員 (該当の有無)	有		無		「有」の場合 右も記入	1班		2班		避難所名		
	東大阪市業務継続計画 に基づく特別非常時優 先業務 担当業務												
	東大阪市地域防災計画 に基づく災害対策活動 担当業務												
備 考													

	分類 (時間)	公共交通機関を利用しない場合の目安
参集所要時間	① 1時間以内	参集場所から、5キロ～10キロ以内に自宅がある
	② 3時間以内	参集場所から、10キロ～20キロ以内に自宅がある
	③ 1日以内	参集場所から、20キロ～50キロ以内に自宅がある
	④ 3日以内	参集場所から、50キロ～100キロ以内に自宅がある
	⑤ 1週間以内	参集場所から、100キロ以上に自宅がある

資料7-3 様式2 緊急・応急被災状況報告書

様式2	
緊急・応急被災状況報告書	
年 月 日	
報告者 所属：	役職： 氏名：
通報者情報 ( 報告者本人 ・ 下記 ) 通報種別 ( 駆付け通報 ・ 加入通報 ・ その他 ( ) ) 氏名： 性別：男・女 年齢：(推・実) 歳 関係： 住所： (省略可) 電話番号： — —	
被災住所 (目測可)	被災種別 該当するものに○を記入、( )内は任意記入
目標 (目印)：	火災 一戸建て ・ マンション ・ 工場 ガレージ ・ 車両 ・ 屋外 その他 ( ) 全焼 ・ 半焼 ・ 部分焼 ・ 不明 ( 棟 )
情報入手時間： 月 日 時 分頃	
付近見取り図 (省略可)	建築物損壊 家屋倒壊 ・ 道路 ・ 橋 その他 ( ) 全壊 ・ 半壊 ・ 部分倒壊 ・ 不明 ( 棟 )
	水害 床上、床下浸水 ・ 道路 ・ 河川 その他 ( ) 全流失 ・ 埋没 ・ 冠水 ・ 決壊 ( 棟 )
	その他 ( )
	負傷者 該当するものに○を記入、人数は任意記入
	負傷者数 ( 名 ・ 不明 ) 未救出 ( 名 ・ 不明 )
詳細内容 (被災地域の通行可否、被害の状況、通報内容等を詳しく記入)	

資料7-4 様式2-2 災害情報受付一覧表

様式2-2								
災 害 情 報 受 付 一 覧 表								
								NO
指令 番号	月日	受付 時間	場 所	対 象	指令発信 チェック	活動開始 時間	対応班	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

資料7-5 様式3 庁舎等被害状況報告書

様式3			
庁舎等被害状況報告書			
受信時間	受信者	部、班名	発信者
庁舎の状況			
施設の状況			
備考			



資料7-7：職員動員配備計画表（地震災害対策・風水害対策）

本部組織	防災体制部局		準警戒配備		警戒配備	非常配備	
			フェーズ1	フェーズ2		A号配備	B号配備
事務局	危機管理室	市内					
		市外					
		計					
	市長公室	市内					
		市外					
		計					
	企画財政部	市内					
		市外					
		計					
	行政管理部	市内					
		市外					
		計					
出納室	市内						
	市外						
	計						
議会事務局	市内						
	市外						
	計						
計							
活動組織	公民連携協働室	市内					
		市外					
		計					
	都市魅力産業スポーツ部	市内					
		市外					
		計					
	人権文化部	市内					
		市外					
		計					
	市民生活部	市内					
		市外					
		計					
税務部	市内						
	市外						
	計						
福祉部	市内						
	市外						
	計						
生活支援部	市内						
	市外						
	計						
子どもすこやか部	市内						
	市外						
	計						
活動組織	健康部	市内					
		市外					
		計					
	環境部	市内					
		市外					
		計					
	都市計画室	市内					
		市外					
		計					
	交通戦略室	市内					
		市外					
		計					
土木部	市内						
	市外						
	計						
建築部	市内						
	市外						
	計						
上下水道局	市内						
	市外						
	計						
教育委員会事務局	市内						
	市外						
	計						
選挙管理委員会事務局	市内						
	市外						
	計						
監査委員事務局	市内						
	市外						
	計						
公平委員会事務局	市内						
	市外						
	計						
農業委員会事務局	市内						
	市外						
	計						
合計		市内					
		市外					
		計					

資料7-8：職員動員配備計画表（原子力災害対策）

本部組織	防災体制部局		準警戒配備		警戒配備	非常配備	
			フェーズ1	フェーズ2		A号配備	B号配備
事務局	危機管理室	市内					
		市外					
		計					
	市長公室	市内					
		市外					
		計					
	企画財政部	市内					
		市外					
		計					
	行政管理部	市内					
市外							
計							
出納室	市内						
	市外						
	計						
議会事務局	市内						
	市外						
	計						
計							
活動組織	公民連携協働室	市内					
		市外					
		計					
	都市魅力産業スポーツ部	市内					
		市外					
		計					
	人権文化部	市内					
		市外					
		計					
	市民生活部	市内					
市外							
計							
税務部	市内						
	市外						
	計						
福祉部	市内						
	市外						
	計						
生活支援部	市内						
	市外						
	計						
子どもすこやか部	市内						
	市外						
	計						
健康部	市内						
	市外						
	計						
活動組織	環境部	市内					
		市外					
		計					
	都市計画室	市内					
		市外					
		計					
	交通戦略室	市内					
		市外					
		計					
	土木部	市内					
市外							
計							
建築部	市内						
	市外						
	計						
上下水道局	市内						
	市外						
	計						
教育委員会事務局	市内						
	市外						
	計						
選挙管理委員会事務局	市内						
	市外						
	計						
監査委員事務局	市内						
	市外						
	計						
公平委員会事務局	市内						
	市外						
	計						
農業委員会事務局	市内						
	市外						
	計						
合計		市内					
		市外					
		計					





### 避難所状況報告書

避難所名		報告日時	月 日 午前・午後 時 分
報告者氏名			

受信者氏名		受信日時	月 日 午前・午後 時 分
-------	--	------	---------------

避難者	避難者数	名（男 名、女 名）			避難世帯数	世帯				
	うち要配慮者数	名	内 訳	高齢者	障害者(児)	乳幼児	妊産婦	外国人	負傷者	その他
	避難者に関する備考・特記事項(支援が必要な要配慮者の状況や対応内容など)									
建物・ ライフライン	避難所庁舎の被害	有 ・ 無		(被害の内容)						
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通								
	建物、ライフライン等被害状況に関する備考・特記事項									
備蓄物資	備蓄物資の残数、必要な物資等									
緊急を要する事項・備考										

資料7-12 様式5-2 避難所一覧表  
様式5-2

	第1次避難所	総面積 (㎡)	震災時 有効面積(㎡)	収容可能 人員 (人)	風水害時 有効面積 (㎡)	月 日 時 分			就学前	小学生	中学生	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者
						男	女	合計						
1	孔舎衛小学校	6,530	2,443	1,222	6,530									
2	孔舎衛東小学校	5,178	1,992	996	5,178									
3	孔舎衛中学校	6,564	2,454	1,227	6,564									
4	石切小学校	6,408	2,402	1,201	6,408									
5	石切中学校	7,103	2,634	1,317	7,103									
6	石切東小学校	5,178	1,992	996	5,178									
7	枚岡西小学校	5,500	2,100	1,050	5,500									
8	枚岡中学校	6,748	2,516	1,258	6,748									
9	枚岡東小学校	4,420	1,740	870	4,420									
10	縄手北小学校	7,153	2,651	1,326	7,153									
11	縄手東小学校	5,355	2,051	1,026	5,355									
12	縄手北中学校	6,202	2,334	1,167	6,202									
13	上四条小学校	5,187	1,995	998	5,187									
14	縄手小学校	5,673	2,157	1,079	5,673									
15	縄手中学校	5,684	2,161	1,081	5,684									
16	くすは縄手南校前期課程(六万寺校舎)	7,599	2,799	1,400	7,599									
17	くすは縄手南校後期課程(横小路校舎)	6,694	2,498	1,249	6,694									
18	池島学園前期課程(小学部)	6,466	2,422	1,211	4,044									
19	池島学園後期課程(中学部)	5,594	2,131	1,066	3,463									
20	成和小学校	7,811	2,870	1,435	4,941									
21	鴻池東小学校	5,504	2,101	1,051	3,403									
22	弥栄小学校	4,371	1,723	862	2,648									
23	盾津中学校	8,354	3,051	1,526	5,303									
24	加納小学校	6,366	2,389	1,195	3,977									
25	北宮小学校	5,092	1,964	982	3,128									
26	盾津東中学校	6,321	2,374	1,187	3,947									
27	英田北小学校	5,645	2,148	1,074	3,497									
28	英田中学校	7,558	2,786	1,393	4,772									
29	英田南小学校	6,937	2,579	1,290	4,358									
30	玉川小学校	5,589	2,129	1,065	3,460									
31	岩田西小学校	6,556	2,452	1,226	4,104									
32	玉川中学校	5,589	2,129	1,065	3,460									
33	玉美小学校	4,017	1,606	803	2,411									
34	若江小学校	6,244	2,348	1,174	3,896									
35	若江中学校	6,715	2,505	1,253	4,210									
36	花園北小学校	5,206	2,002	1,001	3,204									
37	花園小学校	5,672	2,157	1,079	3,515									
38	玉串小学校	6,072	2,290	1,145	3,782									
39	花園中学校	6,951	2,584	1,292	4,367									

特記事項

	第1次避難所	総面積 (㎡)	震災時 有効面積(㎡)	収容可能 人員 (人)	風水害時 有効面積 (㎡)	月 日 時 分			特記事項	就学前	小学生	中学生	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者
						男	女	合計							
40	森河内小学校	5,227	2,009	1,005	3,218										
41	楠根小学校	6,702	2,501	1,251	4,201										
42	楠根東小学校	5,562	2,120	1,060	3,442										
43	藤戸小学校	5,273	2,024	1,012	3,249										
44	西堤小学校	7,240	2,680	1,340	4,560										
45	楠根中学校	7,263	2,688	1,344	4,575										
46	意岐部小学校	6,159	2,319	1,160	3,840										
47	意岐部東小学校	12,758	3,040	1,520	9,718										
48	高井田東小学校	5,829	2,210	1,105	3,619										
49	新喜多中学校	7,542	2,781	1,391	4,761										
50	高井田西小学校	4,074	1,625	813	2,449										
51	高井田中学校	5,639	2,146	1,073	3,493										
52	長堂小学校	4,389	1,730	865	2,659										
53	長栄中学校	5,872	2,224	1,112	3,648										
54	布施小学校	5,074	1,958	979	3,116										
55	荒川小学校	4,907	1,902	951	3,005										
56	布施中学校	4,964	1,921	961	3,043										
57	布施中学校 夜間学級	5,354	2,051	1,026	3,303										
58	桜橋小学校	4,238	1,679	840	2,559										
59	八戸の里小学校	6,621	2,473	1,237	4,148										
60	八戸の里東小学校	5,852	2,217	1,109	3,635										
61	意岐部中学校	8,950	3,250	1,625	5,700										
62	小阪小学校	5,281	2,027	1,014	3,254										
63	小阪中学校	6,314	2,371	1,186	3,943										
64	上小阪小学校	6,620	2,473	1,237	4,147										
65	上小阪中学校	6,936	2,579	1,290	4,357										
66	弥刀東小学校	5,632	2,144	1,072	3,488										
67	弥刀中学校	6,594	2,464	1,232	4,130										
68	弥刀小学校	6,521	2,440	1,220	4,081										
69	長瀬北小学校	6,822	2,541	1,271	4,281										
70	柏田小学校	5,974	2,258	1,129	3,716										
71	柏田中学校	5,874	2,225	1,113	3,649										
72	長瀬西小学校	5,414	2,071	1,036	3,343										
73	長瀬東小学校	5,088	1,962	981	3,126										
74	金岡中学校	6,420	2,407	1,204	4,013										
75	長瀬南小学校	6,696	2,499	1,250	4,197										
76	大蓮小学校	6,195	2,332	1,166	3,863										
77	長瀬中学校	6,789	2,530	1,265	4,259										
78	教育センター (旧永和小学校)	4,524	1,674	778	2,850										

	第2次避難所	総面積	有効面積	有効収容人員	月 日 時 分			特記事項	就学前	小学生	中学生	65歳以上	要援護高齢者	要援護障害者
					男	女	合計							
1	日下 リージョンセンター	1,948	570	285										
2	日新高校	14,560	4,015	2,008										
3	校岡樟風高校	16,855	4,589	2,295										
4	みどり清朋高校	16,848	4,587	2,294										
5	四条 リージョンセンター	2,831	756	378										
6	城東工科高校	21,479	5,745	2,873										
7	かわち野高校	17,188	4,672	2,336										
8	中鴻池 リージョンセンター	2,119	668	334										
9	児童文化スポーツセンター（ドリーム21）	4,744	1,680	840										
10	若江岩田 リージョンセンター	1,909	520	260										
11	花園高校	13,450	3,738	1,869										
12	たまがわ高等支援学校	13,171	3,660	1,830										
13	楠根 リージョンセンター	1,756	439	220										
14	布施北高校	18,488	4,997	2,499										
15	布施 リージョンセンター	1,860	392	196										
16	布施高校	12,997	3,624	1,812										
17	布施工科高校	21,181	5,670	2,835										
18	近江堂 リージョンセンター	1,987	577	289										
	第3次避難所	総面積	有効面積	有効収容人員	月 日 時 分			特記事項	就学前	小学生	中学生	65歳以上	要援護高齢者	要援護障害者
					男	女	合計							
1	近畿大学付属高校	33,642	8,328	4,164										
2	大阪商業大学付属高校	11,154	3,030	1,515										
3	樟蔭高校	8,201	2,440	1,220										
4	アナン高校	24,245	5,649	2,825										
5	東大阪大学敬愛高校	28,635	6,527	3,264										
6	近畿大学	149,265	29,044	14,522										
7	大阪商業大学	51,927	11,985	5,993										
8	大阪樟蔭女子大学	50,261	10,852	5,426										





資料7-15 災害時における安否不明者等の氏名等照会リスト  
様式5-6

(危機管理室照会)

(市民課回答)

	氏名	ふりがな	住所	生年月日	性別		氏名	ふりがな(※1)	住所	生年月日	性別	住民基本台帳の 閲覧制限等措置の有無(※2)
	(記入例)東大阪 太郎	ひがしおおさか たろう	東大阪市荒本北1丁目1番1号	不明	男							
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

※1 ふりがなについては、住民基本台帳の記載事項ではなく、事務処理上便宜的に付与しているもの。

※2 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法・ストーカー規制法・児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を制限されていること。

資料7-16 様式6 災害個別概況聞き取り書  
様式6

月日	文書番号

災害個別概況聞き取り書

要請内容			
受付時間	受信者	発信者	発信者住所及び電話番号
場所	東大阪市		
対象			
どのようにしているのか			
逃げ遅れはいるか			
何人くらい			

市民被災状況							
		戸数	世帯数	人数			備考
				男	女	計	
倒壊	全壊						
	半壊						
	部分倒壊						
火災	全焼						
	半焼						
	部分焼						
その他							



資料7-18 様式7 指示書  
 様式7

月日	文書番号

## 指 示 書

指 示 内 容			
発信時刻	発信者	受信班名	受信者氏名
活 動 方 針			
指 示			
備 考			



